

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会 (第7回)

議 事 次 第

1. 日時 平成20年7月31日(木) 15:00~17:30
 2. 場所 航空会館 大ホール(7F)
東京都港区新橋1-18-1
 3. 議事
 - これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)について
-

【配付資料】

- 議事次第
- 座席表
- 構成員名簿

資料1 これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)(案)
【前回からの修正】

資料2 これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)(案)

第7回 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会

平成20年7月31日

資料1

これまでの議論の整理と今後の
検討の方向性（論点整理）

（案）

【前回からの修正】

1 害者自立支援法の改正にあわせてその具体化を目指すこととする。さ
2 らに、その後、精神保健医療に関する議論を集中的に行った上で、平
3 成 21 年夏を目途に、精神保健医療も含め、今後の精神保健医療福祉施
4 策の全体像のとりまとめを行うことを目指す。

5
6
7 【これまでの開催状況】

8
9 平成 20 年 4 月 11 日（第 1 回）

10 ○精神保健医療福祉の改革の経緯及び現状について

11
12 平成 20 年 5 月 1 日（第 2 回）

13 ○地域生活支援体制の充実について

14
15 平成 20 年 5 月 29 日（第 3 回）

16 ○精神保健医療体系について

17
18 平成 20 年 6 月 19 日（第 4 回）

19 ○精神疾患に関する理解の深化について

20 ○精神障害者の方からのヒアリング

21 ○地域移行の実践に関するヒアリング

22
23 平成 20 年 6 月 25 日（第 5 回）

24 ○「精神病床の利用状況に関する調査」報告について

25 ○諸外国の精神保健医療福祉の動向について

26
27 平成 20 年 7 月 16 日（第 6 回）

28 ○これまでの議論の整理と今後の検討の方向性について

1 II 精神保健医療福祉（主に地域生活への移行及び地域生活の支援に関
2 するもの）の現状と評価

3
4 1. 精神障害者の状況

5
6 (1) 全般的状況

7
8 ○ 「患者調査」（厚生労働省統計情報部）によると、精神疾患患者
9 は平成 11 年以降急速に増加しており、特に、外来患者数は、平成
10 11 年に 170 万人であったものが、平成 17 年には 267.5 万人と、6
11 年間で約 1.6 倍となっている。

12
13 ○ ~~一方、~~入院患者についてはみると、「入院医療中心から地域生
14 活中心へ」という方向を掲げてきたが、精神病床の入院患者は、
15 平成 8 年以降、32 万人から 33 万人の間で推移している。また、精
16 神病床以外に入院している患者も含め、精神疾患を主傷病として
17 入院している者の数は、認知症患者の増加を背景として、平成 11
18 年で 34.1 万人、平成 17 年で 35.3 万人となっており、年々増加す
19 る傾向にあるであり、概ね横ばいとなっている。

20
21
22 (2) 入院患者の状況（静態）

23
24 (疾患による分析)

25 ○ 患者調査（平成 17 年）によると、精神病床に入院する患者 32.4
26 万人のうち、統合失調症患者が 19.7 万人（61%）と最も多く、ア
27 ルツハイマー病等の認知症疾患患者が 5.2 万人（16%）で続いて
28 いる。

29
30 ○ 平成 11 年からの変化をみると、統合失調症患者が 1.5 万人（7%）
31 減少する一方で、認知症疾患患者が 1.5 万人（42%）増加してお
32 り、高齢化の進行を踏まえると、今後、精神病床において、認知
33 症疾患を主傷病として入院する患者が更に増加する可能性がある。

34
35 (年齢階級による分析)

36 ○ 患者調査によると、精神病床の入院患者の年齢分布は、65 歳以
37 上の高齢者の割合が増加を続けており、平成 17 年調査では 13.9
38 万人（43%）にのぼっている。

- 1
2 ○ 特に統合失調症患者についてみると、精神病床に入院する患者
3 の推計平均年齢は、平成 5 年に 50 歳であったが、平成 17 年には
4 56 歳となっている。

5
6 (入院期間による分析)

- 7 ○ 患者調査 (平成 17 年) によると、精神疾患入院患者の入院期間
8 別の分布は、1 年未満入院患者が約 12.2 万人 (35%)、1 年以上 5
9 年未満入院患者が約 10.2 万人 (29%)、5 年以上 10 年未満入院患
10 者が 4.7 万人 (13%)、10 年以上入院患者が約 8.1 万人 (23%) と
11 となっている。

- 12
13 ○ これを平成 11 年と平成 17 年で比較すると、1 年未満入院患者数
14 が 1.4 万人 (13%)、1 年以上 5 年未満入院患者数が 1.1 万人 (12%)
15 増加する一方で、10 年以上入院患者数は 1.3 万人 (13%) 減少し
16 ている。

- 17
18 ○ また、疾患毎にみると、統合失調症では、1 年未満入院患者と 1
19 年以上 5 年未満入院患者がそれぞれ 22.9% 及び 25.3% である一方、
20 10 年以上入院患者の割合は 35.9% となっている。うつ病を含む気分
21 分 (感情) 障害ではその 6 割強が 1 年未満入院患者であり、認知
22 症では 1 年未満入院患者と 1 年以上 5 年未満入院患者がそれぞれ
23 約 42% となっている。このように、疾患によって入院期間による
24 分布は大きく異なっている。

25 また、入院期間が長期化するほど、総数に占める統合失調症患者
26 の割合が増える傾向にあり、10 年以上入院患者では約 85% にの
27 ぼっている。

- 28
29 ○ さらに、これを平成 11 年と平成 17 年の比較でみると、10 年以
30 上入院患者数の減少は統合失調症で顕著であり、平成 11 年調査と
31 の比較では、1.2 万人 (14%) の減少となっている。1 年未満入院
32 患者数の増加は、統合失調症やうつ病を含む気分 (感情) 障害で
33 も増加しているものの、認知症疾患で特に増加が著しく、その増
34 加は、平成 11 年から平成 17 年までの間で 1.1 万人 (43%) と
35 なっている。また、1 年以上 5 年未満入院患者数の増加は、認知症患者
36 疾患が平成 11 年から平成 17 年までの間で 1.2 万人 (53%) 増
37 加していることによるものであり、認知症疾患入院患者で入院期
38 間長期化する傾向が示されている。

1 ○ 以上の現状を踏まえると、今後は、入院患者の高齢化も念頭に
2 置きながら統合失調症患者を中心に地域生活への移行及び地域生
3 活の支援を一層推進するとともに、増加する認知症患者への入院
4 医療のあり方の検討を行うことが課題となっている。

7 (3) 入院患者の状況（動態）

8
9 (入院期間1年未満患者の動態)

10 ○ 精神保健福祉資料（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精
11 神・障害保健課）によると、精神病床における年間新規入院患者
12 数は、平成14年に33.2万人であったものが、平成15年では35.6
13 万人（前年比2.4万人（7%）増）、平成16年では37.8万人（前
14 年比2.2万人（6%）増）と、年々増加している。

15
16 ○ 他方、退院患者数についても、年間新規入院患者数と同程度の
17 水準で推移しており、在院期間1年未満での退院が新規入院患者
18 数の増加とほぼ同程度増加している。⇒新規入院患者のうち入院期
19 間1年以上に移行、つまり、新たに長期入院となる患者の数は、
20 毎年5万人程度で横ばいとなっている。その結果として、病院報
21 告（厚生労働省統計情報部）における精神病床の平均在院日数は
22 短縮しており~~する一方であり~~、平成18年には320日と、平成元年
23 に比べ約180日短くなっている。

24
25 ○ また、精神保健福祉資料によると、精神病床における新規入院
26 患者の87%が入院から1年以内に退院しており、平成11年と比較
27 しても、その割合は高まっている。また、退院患者のうち、在院
28 期間が1年未満で退院した患者の割合も約87%と高くなっている。

29
30 ○ このように、精神病床においては、1年未満の入院期間について、
31 新規入院患者と退院患者が同程度増加し患者の入れ替わりが頻繁
32 に起こっており、入院医療の短期化急性期化が進んでいるといえ
33 る。

34
35 ○ 今後は、急性期医療の充実により新たに入院する患者の早期退
36 院を促すとともに、地域における医療・福祉等必要なサービスの
37 確保のための取組を更に強化することにより新たな長期入院患者
38 を生み出さないようにすることが課題となっている。

1 (入院期間1年以上患者の動態)

2 ○ その一方で、在院期間1年以上での退院は毎年5万人弱で推移
3 しているが、新たに入院期間1年以上となる患者数が毎年5万人
4 程度であるため、その結果として、1年以上入院患者数は23万人
5 弱で大きく変化していない。

6
7 ○ また、入院期間1年以上患者は全体の65%を占めているが、退
8 院患者のうち、在院期間が1年以上で退院した患者の割合は約13%
9 であり、そのうち転院や死亡による退院は2割以下となっている。
10 これに対し、特に退院患者のうち、在院期間が5年以上で退院し
11 た患者の割合はわずかに4%に止まり、そのうち転院や死亡による退
12 院は7割以上となっており、入院期間が長期化するほど、退院患
13 者における割合が下がるとともに転院や死亡による退院の割合が
14 高くなっているとどまっている。

15 ~~さらに、入院期間が長期化するほど、転院や死亡により退院す~~
16 ~~る者の割合が高くなる傾向にあり、在院期間1年未満で退院する~~
17 ~~患者では転院や死亡による退院をあわせても16%程度であるのに~~
18 ~~対し、在院期間5年以上10年未満で退院する患者では、その割合~~
19 ~~が7割以上となっている。~~

20
21 ○ このように、~~入院期間1年未満において入院医療の短期化急性~~
22 ~~期化が進んでいる一方で、入院期間1年以上の長期入院患者では、~~
23 ~~その動態に近年大きな変化がみられておらず、今後、どのように~~
24 ~~地域移行を進め、長期入院患者の減少を図っていくかが課題とな~~
25 ~~っている。~~

26
27
28 (4) 受け入れ条件を整えば退院可能な患者の状況

29
30 (患者調査による分析)

31 ○ ビジョンでは、患者調査の「受入条件を整えば退院可能」な患
32 者~~者~~ (平成14年調査で6.9万人) について、精神病床の機能分化・
33 地域生活支援体制の強化等、立ち後れた精神保健医療福祉体系の
34 再編と基盤強化を全体的に進めることにより、10年後の解消を図
35 ることとしている。

36
37 ○ 平成17年患者調査では、精神病床の入院患者のうち、受入条件
38 が整えば退院可能な患者は約7.6万人で約23%となっており、そ

1 の詳細は以下のとおりとなっている。

- 2 ・ 入院期間別にみると、1年未満入院患者が約2.5万人（受入条件が整えば退院可能な患者の約33%）、1年以上5年未満入院患者が約2.2万人（同約30%）、5年以上10年未満入院患者が約1万人（同約14%）、10年以上入院患者が1.7万人（同約24%）となっている。
- 7 ・ 年齢別にみると、受入条件が整えば退院可能な患者のうち55歳未満の患者は約30%、55歳以上の患者は約70%となっている。65歳以上の患者は45%を占めている。
- 10 ・ 疾患別でみると、統合失調症の患者が約4.4万人で約6割を占め、認知症疾患の患者が約1.3万人で約18%となっている。
- 12 ・ 疾患別の入院患者のうち、受入条件が整えば退院可能な患者の割合を入院期間別にみると、統合失調症では、入院期間1年未満で約24%、1年以上5年未満で約27%、5年以上10年未満で約16%となっているが、入院期間10年以上では約3分の1強と最も高くなっている。一方で、認知症疾患では、入院期間1年未満で約45%、1年以上5年未満で約41%となっており、異なる分布となっている。

- 20 ○ このように、受入条件が整えば退院可能な患者は、入院期間、年齢、疾患によって様々となっており、地域生活への移行のための方策を考えていくに当たっても、この点に十分な留意し、患者像に応じたきめ細かい対応を図っていくことが必要である。

25 (病床調査による分析)

- 26 ○ 「精神病床の利用状況に関する調査」（平成19年度厚生労働科学研究こころの健康科学事業により実施。以下「病床調査」という。）では、「受入条件が整えば退院可能」な患者の割合は約34%に上っており、平成17年患者調査の結果よりも高い割合となっている。
- 32 ○ 病床調査では、「居住先・支援が整った場合の退院の可能性」についても調査を行っており、これもあわせて分析を行うと、受入条件が整えば退院可能な患者のうち「現在の状態でも、居住先・支援が整えば退院可能」な患者は約16%（全体の約5%）、「状態の改善が見込まれるので、居住先・支援が整えば退院可能」な患者が約73%（全体の約25%）となっており、医師が「受入条件が整えば退院可能」という場合には、居住先や支援の確保の状況に

1 加え、将来の状態の改善も見込んでいる可能性が示唆されている。

- 2
3 ○ 一方で、病床調査の結果によると、将来の状態の改善と居住先・
4 支援の確保のいずれかが整えば退院が可能となる患者の割合が入
5 院患者の 6 割強となっているが、~~に上っている。そのうちその中~~
6 には、現時点で「生命の危険は少ないが入院治療を要する」とさ
7 れた患者が約 45%（全体の約 27%）含まれている。おり、このよ
8 うなことから、地域生活への移行のための方策の検討に当たって
9 はを考えていく上で、受入条件が整えば退院可能な患者以外の患
10 者についても念頭に置いて具体策を講じていくことが必要である。

11 また、病床調査の結果によると、「状態の改善は見込まれず、居
12 住先・支援を整えても近い将来退院の可能性なし」とされた患者
13 が約 40%いるが、このような患者の特性や状態像について、更に
14 詳細に分析する必要がある。

17 2. 精神障害者の地域生活支援の現状

19 (1) 障害福祉サービスの現状

- 21 ○ 精神障害者が円滑に地域生活を送るためには、住まいの場所を
22 提供する機能や、精神障害者の自宅における日常生活に必要な支
23 援を提供する機能、さらには、身近な日中活動の場を提供し、又
24 は、地域生活の訓練や就労に向けた訓練を提供する機能など、地
25 域において精神障害者の生活を支える様々な機能が確保されてい
26 ることが必要である。

- 28 ○ このような機能を担う障害福祉サービスについては、障害者自
29 立支援法施行前から精神障害者社会復帰施設等として整備が進め
30 られてきている。おり、

31 精神障害者社会復帰施設については、障害者自立支援法施行直
32 前の平成 18 年には、施設数が約 1.7 千カ所（平成 5 年時点の約 11
33 倍、平成 14 年時点の約 1.6 倍）、利用者数が 2.5 万人以上（平成 5
34 年時点の約 12 倍、平成 14 年時点の約 1.8 倍）と大きな伸びを示
35 しており、特に小規模通所授産施設、通所授産施設、生活訓練施
36 設では、利用者数がそれぞれ 9.1 千人、7.7 千人、4.4 千人であっ
37 た。

1 ○ 障害者自立支援法においては、事業・施設体系を見直し、障害
2 種別にかかわらずサービスを利用する仕組みを一元化するととも
3 に、サービス提供の責任主体を市町村に統一したが、これにより、
4 精神障害者福祉の基盤整備を進める上での制度的枠組みが整備さ
5 れた。

6
7 ○ 障害者自立支援法施行後の状況に関して、平成 19 年 12 月時点
8 の精神障害者福祉サービスの状況をみると、グループホームや居
9 宅介護では、精神障害者と知的障害者が同程度の割合で利用して
10 いるが、その一方で、自立訓練（生活訓練）や就労移行支援、就
11 労継続支援では、利用がまだ十分に進んでいないと考えられる。

12
13 ○ また、精神障害者社会復帰施設については、平成 23 年度末まで
14 に、障害者自立支援法に基づく新体系サービスに移行することが
15 求められているが、平成 19 年 4 月時点における移行状況によると、
16 小規模通所授産施設で 24.6%、通所授産施設で 23.3%、生活訓練
17 施設では 6.6%、全体でも 19.0%となっており、その移行は十分
18 とはいえませんが、障害者自立支援法において新たに設けられた就
19 労系の福祉サービスにおいては、新体系サービスへの移行割合が
20 高くなっている状況にある。

23 (2) 医療サービスの現状

24
25 ○ 精神障害者については、入院治療が終了し退院した者も含め、
26 その多くが、安定した地域生活を送るために、外来医療、デイ・
27 ケア等、精神科訪問看護等の通院・在宅医療の提供を通じた継続
28 的な医療面での支援を必要とするほか、地域生活における様々な
29 変化に直面し症状が急変することがあり、救急医療や入院医療に
30 よる緊急の対応を必要とする場合がある。

31
32 ○ このため、精神障害者の地域生活を支援していく上では、福祉
33 サービスの機能とあわせて、通院・在宅医療による日常的・継続
34 的な医療の提供や、精神科救急医療による症状急変時における医
35 療の提供、さらには、急性期の入院医療の提供を適切に担う機能
36 が不可欠である。

37
38 ○ こうした地域生活を支える医療については、精神科救急におい

1 て夜間・休日の電話相談件数や受診件数、入院件数も増加傾向が
2 みられ、また、精神科デイ・ケア等や精神科訪問看護の利用者数
3 が近年増加を続けており、また、精神科救急において夜間・休日
4 の電話相談件数や受診件数、入院件数も増加傾向がみられ、一定
5 の充実がみられているが、課題も残っている。

- 6
7 ○ 精神科救急については、平成 20 年度予算において、すべての精
8 神科救急医療圏域における体制整備に資するよう事業の充実を図
9 るとともに、診療報酬上もその充実のための対応を行ってきてい
10 る。図っているが、圏域の設定の考え方や、人口当たり年間受診
11 件数や入院率など

12 しかしながら、精神科救急医療体制システムの機能が都道府県
13 によって大きく異なっており、地域の実状を踏まえつつ、どの地
14 域でも適切な精神科救急医療が受けられる体制の確保を図ってい
15 くことが課題となっている。いるといった課題がある。

- 16
17 ○ 精神科デイ・ケア等については、利用者のうち 20 歳以上 40 歳
18 未満の者が 35%、40 歳以上 65 歳未満の者が 53%と、比較的若い
19 年齢層の利用が多くなっているが、一般就労を通じた自立を促す
20 など精神障害者ことも含め、利用者の地域生活を支える観点から、
21 患者の症状やニーズに応じた機能の強化や重点化を図っていくこ
22 とが課題となっているが必要である。

- 23
24 ○ 精神科訪問看護については、退院後の医療を提供する機能とし
25 て患者や家族のニーズが高く、精神科訪問看護の実施により総入
26 院日数が減少する等の効果がみられる。

27 医療機関からの精神科訪問看護については、平成 20 年診療報酬
28 改定において急性増悪時の算定要件の緩和を行うなど等その充実
29 を図ってきている。その一方で、訪問看護ステーションの約 6
30 割で、精神疾患を主傷病とする利用者への訪問が実施されていな
31 い。などの課題があり、

32 今後、精神障害者の地域生活を支える継続的な医療を提供する
33 観点から、精神科訪問看護の機能その提供体制を更に充実してい
34 くことが課題となっている必要がある。

1 (3) 雇用支援の現状

2
3 ○ 病院から退院した者も含め地域生活を送る精神障害者の一般就
4 労を支援し、又は、精神疾患を理由とした休職者・離職者等の職
5 場復帰・雇用促進を支援する通じた自立を促す観点から、精神障
6 害者に対する雇用支援を充実することは重要である。~~な要素であ~~
7 ~~り。~~

8
9 ○ このような観点から、これまで、障害者雇用率制度における精
10 神障害者の算定（平成 18 年 4 月施行）や、休職者に対する職場復
11 帰、雇用継続に係る支援、平成 20 年度予算における「精神障害者
12 ステップアップ雇用奨励金」の創設など、取組みの強化を図って
13 きたところである。

14
15 ○ 精神障害者の職業紹介状況をみると、新規求職申込件数は、平
16 成 13 年度以降大幅な増加を続けており、平成 19~~8~~年度でみると、
17 平成 13 年度の ~~4.23.5~~倍以上であり、平成 16 年度と比較しても
18 ~~2.24.8~~倍以上となっている。

19 就職件数でも、平成 19~~8~~年度においては、平成 13 年度の
20 ~~5.24.1~~倍以上、平成 16 年度の約 ~~2.41.9~~倍となっている。

21 また~~なお~~、精神障害者に対する職業訓練については、平成 18 年
22 度における障害者委託訓練の受講者数は、平成 16 年度の約 2.9 倍、
23 平成 17 年度の 1.4 倍以上となる等、大幅な増加をみせている。

24
25 ○ 以上のように、精神障害者の就業は着実に進展しているが、一
26 方で、精神障害者の雇用数は、~~平成 19 年 6 月時点で、~~56 人以上規
27 模企業で 0.4 万人（平成 19 年 6 月）にとどまるなど~~っており、~~身
28 体障害者や知的障害者と比較すると、大きく遅れており、今後、
29 企業における精神障害者の雇用を更に促進~~推進~~することが課題と
30 なっている~~必要がある。~~

31 32 33 (4) 障害者自立支援法に基づく相談支援の現状

34
35 (障害者自立支援法に基づく相談支援について)

36 ○ 精神障害者が安心して地域生活を営むためには、上記のような
37 様々な支援を結び付け円滑に利用できるように支援することが必
38 要であり、そのため、個々の精神障害者の相談に継続的に応じそ

1 の状況を把握するとともに、個々の精神障害者に応じた適切な支
2 援へとつなぎ生活全体を支える機能が地域において確保されるこ
3 とが不可欠である。

- 4
5 ○ 障害者自立支援法においてはより、こうした機能を相談支援事
6 業として位置付け、市町村をが相談支援事業の責任主体としてな
7 らたが、都道府県を相談支援事業のうち広域的な対応が必要なも
8 のを担う主体としている。

9
10 (市町村における相談支援事業について)

- 11 ○ 相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害
12 者等を支えるネットワークを構築することが不可欠であるとの観
13 点から、市町村においては、事業者、雇用、教育、医療等の関連
14 する分野の関係者からなり、相談支援事業の中核的役割を果たす
15 地域自立支援協議会の設置を図っている。

16 また、市町村は、一般的な相談支援事業のほか、民間賃貸住宅
17 への入居時の支援や夜間を含む緊急時の対応が必要な場合におけ
18 る支援を行う「居住サポート事業」や、判断能力が不十分な障害
19 者に対し障害福祉サービスの利用時に成年後見制度の利用を支援
20 する「成年後見制度利用支援事業」等の相談支援事業を行うこと
21 とされている。

- 22
23 ○ 一方で、こうした市町村における相談支援事業については、平
24 成 19 年 12 月時点で地域自立支援協議会の未設置市町村が半数に
25 上り、~~や~~平成 19 年 4 月時点で居住サポート事業の未実施市町村が
26 約 9 割となっている十分でないなど、相談支援体制の整備には課
27 題が残っている。

28
29 (個々の精神障害者に対するケアマネジメント機能について)

- 30 ○ また、個々の精神障害者の地域生活を支える様々なサービスを
31 適切に結び付けて提供するためには、市町村における相談支援体
32 制に加え、個々の精神障害者に対して個別のサービスの利用の調
33 整を行い、その計画を作成する等の支援を行うケアマネジメント
34 機能が重要である。

- 35
36 ○ 障害者自立支援法においては、このような観点から、精神科病
37 院からの退院時等に、障害者に対して、利用する障害福祉サービ
38 スの種類、内容等を定めた計画の作成を行った場合にその費用を

1 支給する「サービス利用計画作成費」の仕組みを設けているが、
2 対象者が限定されている等の理由により、その活用が十分でない
3 という課題がある。

6 3. 精神保健医療体制の現状

8 ○ 精神病床数は、平成10年以降、減少傾向が続いてはいるものの、
9 ほぼ横ばいとなっている。病院類型でみると、特に、一般病院で
10 の減少が著しく、平成10年と比べると6千床近く減少しているの
11 に対し、精神科病院では、横ばいとなっている。

12 一方で、諸外国では、各国における精神病床の定義の違いを考
13 慮する必要があるが、諸外国では、1960年代以降、一様に病床削
14 減や地域生活支援体制の強化等の施策を通じて人口当たり病床数
15 を減少させてきている一方で、各国における精神病床の定義の違
16 いを考慮する必要があるが、我が国における精神病床数は、1960
17 年代に急速に増加し、現在でも依然高い水準となっている。

18
19 ○ 精神科又は神経科を標榜する診療所数の推移をみると、一般診
20 療所数も近年増加の一途をたどっているが、精神科又は神経科を
21 標榜する診療所の増加はそれを大きく上回る勢いで増加しており、
22 平成8年から平成17年までの間で、ほぼ1.5倍に増加している。

23
24 ○ 精神科医は、全体として増加傾向にあるが、精神科又は神経科
25 を標榜する診療所数の増加の影響もあって、診療所に勤務する精
26 神科医も増加が顕著である。平成6年と平成18年の比較でみると、
27 病院に勤務する精神科医の増加が15%にとどまるのに対し、診療
28 所に勤務する精神科医は、2.3倍に増加している。

29
30 ○ 我が国における医師以外の精神科医療従事者数については、精
31 神科病院に勤務する看護師、作業療法士、精神保健福祉士の数は、
32 平成11年以降大きく増加している。

33 これを諸外国との比較でみると、人口当たり従事者数は、精神
34 科看護師数は比較的高い水準にあるが、精神科ソーシャルワーカー
35 の数は低い水準にとどまっている。さらに、人口当たり病床数
36 が多いことを背景として、医療従事者1人当たりの病床数は、精
37 神科看護師、精神科ソーシャルワーカーのいずれでも諸外国と比
38 較して多くなっている。

4. 国民の理解の深化（普及啓発）の現状

○ ビジョンにおいては、「精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を 90%以上とする」という達成目標を掲げているが、平成 18 年度時点では、「精神疾患は誰もがかかりうる病気である」との質問に対し、「そう思う」と答えた者の割合が 50%弱、「ややそう思う」と答えた者を合わせると約 82%に上っており、ビジョンに掲げた目標の達成に向け一定の進捗がみられている。

一方で、精神疾患に関する国民の理解について、疾患毎にその理解の状況をみると、うつ病等他の疾患に比べて、統合失調症に対する理解が大きく遅れている。

○ また、平成 19 年の内閣府調査によると、「精神障害者の近隣への転居」について、ドイツやアメリカでは、7 割以上が「意識せず接する」と回答し、4 割は「全く意識せず気軽に接する」と回答しているのに対し、我が国では、7 割以上が「意識する」と回答しており、精神障害や精神障害者に対する理解が十分に進んでいないことを示している。その他の調査研究においても、同様に、我が国における精神障害者に対する偏見の根強さが明らかとされている。

1 Ⅲ 今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方

2 3 1. 基本的考え方

4 5 (1) 我が国の精神保健医療福祉施策の沿革

6
7 ○ 我が国の精神保健医療福祉施策については、明治 33 年の「精神
8 病者監護法」の制定まで法的な規制は存在していなかった。同法
9 により、私宅、病院等での監置制度が設けられたが、私宅監置を
10 容認していたため医療保健の面では極めて不十分であった。

11
12 ○ 戦後、昭和 25 年の精神衛生法の制定により、都道府県に対する
13 精神科病院の設置義務付けや指定入院制度の創設を行い、それ以
14 降、自宅や地域における処遇の問題を改善する観点から、精神科、
15 病院への入院を中心とした処遇が進められてきた。

16
17 ○ その後、昭和 39 年にはいわゆる「ライシャワー事件」が起こり、
18 昭和 40 年には通院公費負担制度を創設し、在宅精神障害者の訪問
19 指導・相談事業を強化する等の精神衛生法の改正が行われた。こ
20 の改正以降、精神障害者の社会復帰に向けた体制整備が進められ
21 たが、その一方で、この時期に精神病床数は急速に増加していっ
22 た。

23
24 ○ 精神保健法（昭和 62 年）、障害者基本法（平成 5 年）、精神保健
25 及び精神障害者福祉に関する法律（平成 7 年）、障害者自立支援法
26 （平成 17 年）の成立等を経て、入院処遇中心から地域移行への方
27 向転換が図られてきたが、地域生活を支える医療・福祉サービス
28 の提供体制が十分でないことや、我が国における精神疾患や精神
29 障害者への理解が十分でなかったこと等の理由により、その成果
30 は未だ十分でなく、依然として多くの長期入院患者が存在してい
31 る。

32 33 34 (2) 今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方

35
36 ○ このように、現在の長期入院患者の問題は、入院医療中心であ
37 った我が国の精神障害者施策の結果であり、行政をはじめ関係者
38 は、その反省認識に立って、今後の施策の立案・実施に当たるべ

1 きである。

2
3 ○ 精神保健医療福祉施策に関しては、今後も、「入院医療中心から
4 地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を更に推し進め、
5 精神障害者があっても地域において安心して自立した生活を送れ
6 る送ることができるようにするとともに、精神疾患に罹患した場
7 合にも早期に適切な医療にかかれるような社会としていくことを
8 基本的な考え方とし、以下の柱に沿って、施策を講ずるべきであ
9 る。

10 1) 精神疾患の早期発見・早期対応による重症化の防止のための体
11 制の整備

12 2) 急性期入院医療の充実等による入院医療の質の向上や、精神科
13 救急医療、精神科訪問看護等地域生活を支える医療の整備を通じ
14 た入院の長期化や再入院の抑止

15 3) 地域における福祉サービス・医療サービス等の充実確保を通じ
16 た入院患者の地域生活への移行及び地域生活の支援の一層の推
17 進と、長期入院が必要な患者に対する適切な療養の提供

18
19 ○ 具体的施策については、上記の基本的な考え方や施策の柱を踏
20 まえて、以下の方向性でその推進を図るべきである。

21 ①地域生活を支える支援の充実

22 精神障害者が、地域において質が高く適切な福祉サービスや
23 医療サービスなどの必要な支援を十分に受けることができる体
24 制作りを行う。

25 ②精神医療の質の向上

26 救急医療の整備、入院医療の急性期への重点化など、疾患や
27 病状期に応じて必要な医療が提供されるとともに、精神医療の
28 質が向上することにより、精神障害者があっても、地域におい
29 て安心して生活を営み、かつ、入院した場合でもできる限り早
30 期に地域生活に戻ることができる体制作りを行う。

31 ③精神疾患に関する理解の深化

32 精神疾患に関する正しい理解が進み、精神疾患にかかった場
33 合でも早期に適切な対応が行われ、かつ、精神障害者が地域の
34 住民と共に暮らしていくことができる社会を構築する。

35 ④長期入院患者を中心とした地域生活への移行・定着支援

36 ①から③までの取組を進めることにより、既に長期にわたり
37 入院している精神障害者を中心として、それぞれの特性を踏ま
38 えつつ、地域生活への移行・定着をはじめとして、入院から本

1 人にふさわしい生活への移行・定着までが、円滑に行われる流
2 れを作る。

3 4 5 2. 施策の推進体制について

6
7 ○ 上記の考え方に基づき、精神保健医療福祉施策を推進していく
8 に当たっては、将来のあるべき姿（ビジョン）を示した上で、可
9 能な限り、客観的な指標に基づく明確な数値目標を定め、それを
10 実現するためのロードマップを明確にし、必要な財源を確保し
11 つつ個別の対策を講じ、更に定期的にその進捗状況を評価すると
12 いう一連の政策の流れを徹底すべきである。

13
14 ○ また、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援につ
15 いては、施策が着実に推進されるよう、市町村を中心とした地域
16 （都道府県（精神保健福祉センター及び保健所を含む。）、保健所
17 設置市区、市町村、都道府県等）における推進体制のあり方や制
18 度上の位置付けについても検討すべきではないか。

19 その際、市町村等における人的・財政的な基盤の確保や、医療
20 計画と障害者計画や障害福祉計画との関係をはじめとする各種計
21 画の相互関係の強化のための方策等についても検討すべきではな
22 いか。

23
24 ○ なお、上記のビジョンの提示や数値目標の設定、ロードマップ
25 の明確化については、本年末に予定されている本検討会の中間ま
26 とめや来年夏頃に予定されている本検討会の最終まとめにおいて
27 具体的に示すことを目指して今後検討を行うこととし、具体的施
28 策の検討については、IVからVIまでで示す方向性に沿って進める
29 こととしてはどうか。

1 IV 地域生活への移行及び地域生活の支援に関する今後の検討の方向

3 1. 検討の基本的方向性

- 5 ○ 精神障害者を取り巻く現状や、検討会におけるこれまでの議論
6 を踏まえ、今後、地域生活への移行及び地域生活の支援について
7 は、以下の基本的考え方に沿って検討を行ってはどうか。
- 8 ・ ~~ケアマネジメントを含む~~障害者自立支援法に基づく相談支援
9 については、日常の継続的な支援相談や緊急時の支援対応を通
10 じて、精神障害者が安心して地域生活を営むことを支える支援
11 ~~する~~とともに、地域生活を営む精神障害者に対する様々な支援
12 を結び付け円滑に利用できるように適切なサービス提供を確保
13 ~~する上で~~重要な機能であり、その充実強化を今後の施策の中核
14 として位置付ける。
 - 15 ・ 地域における相談支援が十分に機能するためにも、多様な支
16 援を必要とする精神障害者に対してケアマネジメントを行う機
17 能の充実を図るとともに、相談支援の中核を担う地域自立支援
18 協議会についてもその機能の充実を図る。
 - 19 ・ 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援について
20 は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスと保健医療サ
21 ービスの密接な連携の下で行われることが不可欠であり、その
22 体制の一層の充実を図る。

25 2. 施策の方向性について

- 27 ○ 病床調査の結果を踏まえ、地域生活への移行に係る施策につい
28 ては、受入条件が整えば退院可能な患者以外の患者も念頭に置いて
29 行うべきではないか。
- 31 ○ また、患者調査では、受入条件が整えば退院可能な患者の約 3
32 分の 1 は入院期間 1 年未満の患者であるが、精神病床における新
33 規入院患者の 87%が入院から 1 年以内に退院していることや 1 年
34 以上の長期入院患者の動態が大きく変化していないことを踏まえ、
35 今後、数値目標の設定をはじめ等、今後、住まいの場の確保等の
36 をはじめとする施策に関する検討を行うを講ずるに当たっては、
37 入院期間 1 年以上の長期入院者群に重点を置くべきではないか。

1 ○ ~~一方で、入院期間1年未満の者についても、新たに入院期間1~~
2 ~~年以上になる患者が毎年約5万人生じてが1年以上の入院に移行~~
3 ~~しており、今後は、新たな長期入院を生み出さないという基本的~~
4 ~~な考え方に立って、新たな長期入院の発生を抑止する観点から、~~
5 ~~入院医療の充実、通院・在宅医療等地域生活を支える医療や生活~~
6 ~~支援を含めた福祉サービスの確保、精神障害者が入院予防的に、~~
7 ~~又は、一時的な休息を取るために利用するサービスの確保等の施~~
8 ~~策を通じて、地域生活への移行を促していくべきではないか。~~

9
10 ○ 長期入院患者は、疾病や入院期間、年齢等、その特性が多様で
11 あることから、住まいの場や医療・福祉サービスの確保等につい
12 ては、その特性毎にきめ細かい議論を行い、具体的施策を講ずる
13 べきである。

14 その際、特に長期にわたり入院し、日常生活動作能力や社会適
15 応能力の低下に対する支援が必要となっている高齢障害者にふさ
16 わしい支援のあり方について、検討してはどうか。

17
18 ○ なお、具体的方策の検討に当たっては、長期入院患者等が実際
19 にどのような居住先や支援を必要としているかを把握することが
20 必要であることから、病床調査について、更に詳細な分析を行い、
21 本検討会に提示すべきである。

22 23 24 3. 個別の論点

25 26 (1) 相談支援について

27
28 (障害者自立支援法に基づく相談支援等について)

29 ○ ~~精神障害者の地域生活の支援を一層充実する観点から、のため~~
30 ~~には、日常的な相談や緊急時の対応など、地域において相談支援~~
31 ~~を担う機能の充実が不可欠であるが、地域自立支援協議会の設置~~
32 ~~や居住サポート事業の実施が十分でないなど、現在の相談支援体~~
33 ~~制には課題が多い。現在、都道府県の行う「精神障害者地域移行~~
34 ~~特別対策事業」が主に担っている病院や施設からの退院・退所時~~
35 ~~の支援に加え、民間住宅等への入居時や地域生活における緊急時~~
36 ~~の支援等において、成年後見制度など精神障害者の権利擁護に関~~
37 ~~わる支援など、個々の精神障害者が適切な支援を受けられるよう、~~
38 ~~その評価や地域における体制のあり方も含め、相談支援の充実に~~

1 ついて検討すべきではないか。

2 また、民間賃貸住宅サポートなどにおいて地域生活を営む精神
3 障害者に対する継続的な相談支援の充実や、ピアサポートの活用、
4 コミュニティワークの充実についても検討すべきではないか。

5
6 ○ ~~精神障害者の地域生活支援においては、適切なケアマネジメント~~
7 ~~が行われるよう、ことが重要であるが、現在の実施体制は十分~~
8 ~~ではない。現在、サービス利用計画作成費について、対象者の拡大~~
9 ~~や現在支給決定後に作成することとなっている取扱いの見直し~~
10 ~~など、相談支援におけるケアマネジメント機能の拡充について検~~
11 ~~討すべきでないか。~~

12
13 ○ ~~地域自立支援協議会については、市町村における相談支援体制~~
14 ~~において中核的役割を担う地域自立支援協議会については、が機能~~
15 ~~するためにも重要な機関であるが、未だ全市町村での設置が達成~~
16 ~~されていない。その機能の現状について検証を行うとともに、~~
17 今後その設置を促し機能の強化を図っていく観点から、地域自立
18 支援協議会の法制度的な位置付けの明確化を含めその機能を充実
19 明確化することについて検討すべきではないか。

20
21 (精神疾患の早期発見・早期対応の観点からの相談体制について)

22 ○ 上記のような障害者自立支援法に基づく相談支援に加え、精神
23 疾患の早期発見・早期対応の観点から、相談支援における行政機
24 関の役割の充実を図ることが重要である。障害者自立支援法の制
25 定に伴い、精神障害者福祉に関する相談指導は市町村に一元化さ
26 れているが、精神保健に関する相談指導については市町村には努
27 力義務が課されているにとどまり、保健所が第一線の機関として
28 位置付けられている。一方で、市町村における相談指導の実施件
29 数が増加していることに加え、保健所と市町村が実施した精神保
30 健福祉相談の内容については、その傾向に大きな差異がみられな
31 い。

32 こうしたことを踏まえ、精神障害者福祉だけでなく、精神保健
33 の分野についても、相談指導の実施について市町村を第一線の相
34 談機関として位置付けることも含め、市町村、保健所、精神保健
35 福祉センターといった行政機関の役割について、制度上明確化す
36 ることについて検討すべきではないか。

37 また、行政機関と医療機関の相談体制における役割分担のあり
38 方、保健福祉分野と学校教育分野等その他の分野との連携の強化

1 についても検討してはどうか。

2
3 (精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて)

- 4 ○ 精神保健福祉士については、精神科病院等において、精神障害
5 者に対し社会復帰に関する相談援助を行う専門職種として位置付
6 けられているが、制度の施行から現在までの間の役割の変化を踏
7 まえ、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」におけ
8 る検討結果に基づき、その役割や養成のあり方等について、制度
9 的な対応を含めて見直しを検討すべきではないか。

10
11
12 (2) 地域生活を支える福祉サービス等の充実について

13
14 (住まいの場の確保について)

- 15 ○ 住まいの場については、精神障害者が地域生活を営むに当たり
16 最も重要な基盤の 1 つであるが、病床調査の結果をみると、実際
17 に退院した患者の約 8 割は退院後自宅（家族と同居又は単身で入
18 院前と同じ住居）に居住している。一方で、病床調査では、退院
19 後に自宅以外に居住するニーズがあることが明らかとなっており、
20 自宅への退院が困難な患者の退院が遅れている可能性が示唆され
21 ている。このことを踏まえると、自宅以外の居住の場の確保のた
22 めの方策を講ずることが必要となっている。

- 23
24 ○ このような観点から、グループホーム、ケアホームについて、
25 公営住宅の活用促進や、その評価の見直しを含め、その設置を推
26 進するための具体的方策について、検討を行うべきではないか。

27 また、民間住宅の活用を推進するための具体的方策や、公的保
28 証人制度の更なる普及のための方策についても検討を行ってほ
29 うか。

- 30
31 ○ 住まいの場の選択肢の 1 つである公営住宅については、現在、
32 精神障害者の単身入居が認められているとともに、公営住宅をグ
33 ループホームとして活用することも可能となっているが、今後、
34 精神障害者の優先枠設定による入居促進、グループホーム活用促
35 進など精神障害者の入居を促進するための取組について、国土交
36 通省や、自治体においても住宅部局との連携を強化し、更なる強
37 化を図るべきではないか。

1 (生活相談~~・~~支援等障害福祉サービス等の充実について)

2 ○ 精神障害者の地域生活においては、継続的に生活相談~~・~~支援を
3 行うことが重要であることから、来所による相談支援に加え、
4 訪問を通じた生活相談~~・~~支援を行う機能について、現行の生活訓
5 練の訪問型を含め、その充実を検討すべきではないか。

6 さらに、緊急時の相談支援やケアマネジメント機能の充実、訪
7 問看護等在宅医療の充実を踏まえて、精神症状が持続的に不安定
8 な患者を含め地域生活を営む精神障害者に対する複合的なサービ
9 ス提供のあり方具体像について、これまでの研究成果にも留意し
10 つつ検討すべきではないか。

11
12 ○ 精神障害者本人による短期入所の利用の拡大を含め、精神障害
13 者が入院予防的に、又は、一時的な休息を取るために利用するサ
14 ービスのあり方について検討すべきではないか。

15
16 ○ 就労や日中活動は、生活のための収入を得ることだけでなく、
17 社会の中で役割を持ち、生きがいを見つけ、自己実現を図ること
18 に資するものであり、地域生活への移行を進めるに当たっての重
19 要な要素である。

20 このため、就労系の障害福祉サービスについて、現在果たして
21 いる機能や雇用施策との関係を踏まえ、その機能や雇用施策との
22 連携のあり方について検討すべきではないか。

23 また、障害者就業・生活支援センターについてと同様に、障害
24 福祉サービスにおいても、就労面の支援とあわせて生活面の支援
25 を提供する機能の重要性に鑑み、すべての圏域に設置されるよう
26 努めるとともに、就労移行支援事業所等との連携について強化す
27 べきではないか~~充実について検討すべきではないか。~~

28
29 ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において規定されて
30 いる社会適応訓練事業の位置付けについて、これまで果たしてき
31 た役割を十分に踏まえつつ、検討すべきではないか。

32
33 ○ 地域活動支援センターの役割を含め、障害福祉サービスについ
34 て上記のほか見直すべき点がないか、引き続き検討すべきではな
35 いか。

36
37 (雇用支援の充実について)

38 ○ 雇用支援については、精神障害者の雇用義務化の環境が早急に

1 整うよう、精神障害者の特性に応じ、予算措置などによる雇用支
2 援の一層の推進、充実について、引き続き検討をすべきではない
3 か。

4
5 (家族等~~・支援者~~に対する支援について)

6 ○ 病床調査では退院患者の65%以上が退院後自宅で家族と同居し
7 ていることや、入院期間が長期になるほど家庭に退院する患者の
8 割合が低くなることを踏まえ、福祉サービスや医療サービスの充
9 実により家族に大きな負担を課さずに地域で生活を支援する体制
10 の整備とあわせて、効果的な家族支援のあり方について検討すべ
11 きではないか~~どう考えるか~~。

12
13 ○ また、医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の専門家
14 をはじめ、精神障害者を取り巻く支援者に対する支援や人材の育
15 成のあり方について検討すべきではないか~~どう考えるか~~。

16
17 (その他)

18 ○ 障害程度区分について、精神障害者の障害特性をより反映する
19 ものとなるよう、その見直しに向けた検討を引き続き進めること
20 としてはどうか。

21
22 ○ また、精神障害者を含む障害者の所得の確保に係る施策のあり
23 方について、就労の支援を含め、幅広い観点から引き続き検討を
24 進めることとしてはどうか。

25
26
27 (3) 地域生活を支える医療の充実について

28
29 (精神科救急医療の充実について)

30 ○ 精神科救急医療については、都道府県によって、~~圏域の設定の~~
31 ~~考え方や、人口当たり年間受診件数や入院率など精神科救急医療~~
32 ~~体制システム~~の機能が都道府県によって大きく異なっているが、
33 地域の実状を踏まえつつどの地域でも適切な精神科救急医療を受
34 けられる体制の確保~~その均てん化~~を図る観点から、都道府県によ
35 る体制確保を制度上位置付けることについて検討を行ってはどうか
36 か。

37
38 ○ 自殺企図患者など、精神科救急医療と一般救急医療の双方を必

1 要とする患者に対する適切な医療の提供を確保する観点から、一
2 般救急医療と精神科救急医療との連携についても制度上位置付け
3 ることについて検討を行ってはどうか。

4 また、いわゆる総合病院における精神医療の提供をはじめとし
5 て、救急機能を含む一般医療と精神医療の医療提供体制における
6 位置付けについて、Vの精神保健医療の再構築に関する検討の中
7 で、あわせて行ってはどうか。

8
9 ○ 精神科救急の機能評価や精神科救急にふさわしい人員・構造基
10 準のあり方など、精神科救急の質の向上に関する議論については、
11 Vの精神保健医療体系の再構築に関する検討の中で、あわせて行
12 ってはどうか。

13
14 ○ ~~診療所に勤務する精神科医の増加に伴い、措置診察を含め精神~~
15 ~~科救急医療における精神保健指定医の確保に困難を伴っている~~
16 ~~との意見があることも踏まえ、精神保健指定医の確保のための具体~~
17 ~~的方策、例えばについて、5年毎の資格更新時に、措置診察の実施~~
18 ~~状況等を要件とすることや、都道府県の精神科救急医療事業への~~
19 ~~参画に関する義務を設けること等について、検討すべきではない~~
20 ~~か。~~

21
22 (精神科デイ・ケア等及び精神科訪問看護等通院・在宅医療に関する
23 検討)

24 ○ 利用者の地域生活を支える観点から、患者の症状やニーズに応
25 じて精神科デイ・ケア等の機能の強化・分化を行うことや、訪問
26 看護ステーションにおける実施の普及など地域における精神科訪
27 問看護等の機能の更なる提供体制の充実について、Vの精神保健
28 医療体系の再構築に関する検討の中で、具体的に検討を行うべき
29 ではないか。

30 31 32 (4) 退院・退所時における支援の充実について

33
34 (退院・退所する精神障害者への支援)

35 ○ 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」等による取組を踏ま
36 え、入院・入所している精神障害者の退院・退所時の個別の支援
37 や地域生活支援を行う機能や、地域資源の開発等、地域移行・地
38 域定着に必要な体制整備を行う機能の充実について検討すべきで

1 はないか。

2
3 (長期入院・入所者に対する支援)

- 4 ○ 長期にわたり入院や入所している精神障害者については、退院
5 後の生活について不安を抱く場合が少なくないと考えられること
6 から、病院や施設から地域生活への移行に先立って、試行的にグ
7 ループホームや民間賃貸住宅~~アパート~~などでの生活を体験できる
8 仕組みについて検討を行うべきではないか。

9
10 (病院における地域移行に向けた取組の推進)

- 11 ○ 退院に向けた支援を含めた病院における地域移行の取組につい
12 て、これまでの診療報酬等における対応を踏まえつつ、その推進
13 のための方策について更に検討すべきではないか。

1 V 精神保健医療体系の再構築に関する今後の検討の方向

1. 検討の基本的方向性

- 今後の精神保健医療福祉施策に関する基本的考え方や検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、今後、精神保健医療体系については、以下の基本的考え方に沿って検討を行ってはどうか。
 - ・ 精神保健医療体系については、病期（急性期、回復期、療養期）や疾患（統合失調症、認知症、うつ病、身体合併症、児童・思春期等）に応じて、入院医療をはじめとする医療機能のあり方を明示した上で、将来的な病床の機能分化や医療体制の姿を提示する。
 - ・ その際、統合失調症をはじめとする精神疾患に関する入院医療の短期急性期化や、認知症患者の増加等の疾病構造の変化を踏まえた上で、機能毎の病床の必要数量を確定する。さらに、その必要病床数を目標として、住まいの場をはじめとする地域生活支援体制の整備を進めるとともに、それぞれの機能にふさわしい人員・構造等の基準を明らかにし、~~その見直し~~やそれに応じた適切な評価を行いつつ、統合失調症患者の地域移行を更に促進するなどして、病床数の適正化を図る。
 - ・ 入院や通院を含めた医療機能について、関連する他のサービスとの連携も含めて医療計画に記載するなど、制度的な対応を充実する。

2. 個別の論点

(1) 入院医療について

- 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に掲げられた方向性や地域移行の推進という施策の方向性を踏まえ、病期や疾患に応じた入院機能のあり方を明らかにするとともに、病棟・病室（ユニット）単位での機能分化を含め病床機能分化の推進のための具体的方策について検討すべきではないか。
- 病期・疾患に応じた入院機能のあり方や、通院・在宅医療、介護・福祉等他のサービスの機能等を踏まえ、現在精神病床が果たしている機能を評価した上で、人員・構造等の基準、機能毎の病床の必要数量、病床の機能強化のための方策など、今後の精神病

1 床のあり方についても検討を行うべきではないか。

- 2
3 ○ 精神病床の人員配置やその評価、精神病室等に係る規制について
4 ても、地域移行を推進する観点や、精神医療のマンパワーの充実
5 や水準の向上、身体合併症を有する患者等に対する適切な医療の
6 実施の観点から、その見直しについて検討を行うべきではないか。

7
8
9 (2) 通院・在宅医療について

- 10
11 ○ 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に掲げられた方向性を踏
12 まえ、精神科デイ・ケア等の患者の症状やニーズに応じた機能強
13 化・分化や、精神科訪問看護の更なる普及をはじめとした在宅医
14 療の充実のための方策について検討を行うべきではないか。
- 15
16 ○ その際、病状や必要な支援の内容等利用者の実態を踏まえ、福
17 祉サービスとの役割分担のあり方についても検討を行ってはどうか。
18
19

20
21 (3) 医療体制・連携について

- 22
23 ○ 相談体制、入院医療及び通院・在宅医療のあり方に関する検討
24 や、医療計画制度の見直しを踏まえ、今後の精神医療体制のあり
25 方について検討を行うべきではないか。
- 26 ・ 精神科救急医療体制の充実について
 - 27 ・ 精神医療における病院と診療所の機能とその分担、連携のあ
28 り方について
 - 29 ・ 精神医療体制の制度的な位置付けについて
 - 30 ・ 精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者に対する医療提供のあり
31 方について
 - 32 ・ いわゆる総合病院における精神医療の提供をはじめとした、
33 救急機能を含む一般医療と精神医療の医療提供体制における位
34 置付けについて
 - 35 ・ 精神疾患の重症化の防止を図るための早期支援のあり方につ
36 いて
- 37
38 ○ 他のサービスや関係機関との連携が必要と考えられる分野（認

1 知症、依存症、児童・思春期等)については、病期・疾患に応じ
2 た入院機能のあり方と機能分化に関する検討も踏まえ、その体制
3 のあり方について検討を行うべきではないか。

4 特に、高齢の認知症患者に対する医療については、医療サービ
5 スと介護サービスにおける入所機能とが密接な連携の下で提供さ
6 れる必要があるものであるが、認知症疾患医療センターを
7 中核として認知症医療体制の整備を図りつつ、周辺症状の急性期
8 や身体合併症への対応という認知症の専門医療機関の機能を更に
9 明確化・重点化する観点から、精神病床（認知症病棟（旧認知症
10 疾患治療病棟）等）や介護保険施設等の入院・入所機能のあり方
11 を含めた体制の全体像について、総合的に検討を行ってはどうか。
12
13

14 (4) 人材の確保・資質の向上をはじめとした精神医療の質の向上につ
15 いて

- 16
17 ○ 医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の医療関係職
18 種は、精神保健医療を支える重要な基盤であることから、精神病
19 床に係る人員基準の見直しや、病床数の適正化の取組も念頭に置
20 きつつ、その確保や資質の向上のための方策について検討を行う
21 べきではないか。
- 22
23 ○ 薬物療法のあり方や精神疾患に関する研究開発の推進を含め、
24 その他精神医療の質の向上の観点から必要な取組について、更に
25 検討を行うべきではないか。

1 VI 精神疾患に関する理解の深化（普及啓発）に関する今後の検討の方
2 向

3
4 1. 検討の基本的方向性

- 5
6 ○ 精神疾患に関する理解の深化（普及啓発）については、効果的
7 な普及啓発の実施が、本人や周囲の正しい理解や行動を促し早期
8 対応につなげられるという側面と精神障害者の地域生活への移行
9 を円滑にするという側面を有することを踏まえつつ、精神疾患の
10 早期発見・早期対応による重症化の防止を図ることを念頭におい
11 て、今後の具体的な普及啓発方策について検討を行ってはどうか。

12
13
14 2. 個別の論点

- 15
16 ○ 「こころのバリアフリー宣言」のような国民一般を広く対象と
17 する普及啓発から、疾患や年代、対象者といったターゲットを明
18 確化した普及啓発に重点を移していくことについて検討すべきで
19 はないか。あわせて、ターゲットに応じた効果的な普及啓発の手
20 法や普及啓発の実施主体等についても、検討を行うべきではない
21 か。
- 22
23 ○ ニュージーランドのデータによると、成人期以降に何らかの精
24 神疾患に罹患している者のうち、約 50%は 10 代前半までに、約
25 75%は 10 代後半までに、既に何らかの精神科的診断に該当してい
26 ることや、近年の諸外国における普及啓発の取組を踏まえ、早期
27 対応の観点からの普及啓発については、学齢期等の若者とそれ
28 を取り巻くその周辺の支援者を重要なターゲットとして位置付け、
29 学校教育分野との連携や必要なサービスの確保を図りつつ、重点
30 的に行うことについて検討すべきではないか。
- 31
32 ○ 疾患によるターゲットについては、精神疾患に関する理解度が
33 疾患によって大きく異なり、統合失調症に関する理解が遅れてい
34 ることを踏まえ、統合失調症に関する理解の進展を目標の 1 つと
35 して、重点的に普及啓発を行うことについて検討すべきではない
36 か。
- 37
38 ○ また、地域移行を円滑にする観点からの普及啓発についても、

1 その効果的な方策について引き続き検討してはどうか。

2
3 ○ 上記の検討にあわせて、普及啓発の効果を適切に評価するための
4 指標についても検討すべきではないか。

5
6 ○ また、普及啓発の推進に関する以下の意見についても、普及啓
7 発方策全体の中で検討を行ってはどうか。

8 ・ 家族や、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法
9 士、臨床心理技術者等の専門家（精神科以外の医療関係者を含
10 む。）や教員等、本人の身近にいる者への普及啓発について

11 ・ 医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術
12 者等における専門的な概念の共有化について

13 ・ 議員、マスメディア、医師、弁護士、教師、警察関係など、
14 社会的な影響力の強い者に対する普及啓発について

15 ・ 身近に精神障害者と触れ合う機会を設けるなど、精神障害者
16 に対する偏見の軽減に資する取組について

17 ・ 精神障害者自身による啓発について

18 ・ 地域自立支援協議会等地域単位での施策の検討決定の場への
19 ピア・サポーター等の当事者の参画について

20 ・ 普及啓発における行政の役割について

第7回 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会	
-----------------------------	--

平成20年7月31日	資料2
------------	-----

これまでの議論の整理と今後の
検討の方向性（論点整理）

（案）

目 次

- I 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の策定と本検討会における議論の経過
- II 精神保健医療福祉（主に地域生活への移行及び地域生活の支援に関するもの）の現状と評価
 1. 精神障害者の状況
 2. 精神障害者の地域生活支援の現状
 3. 精神保健医療体制の現状
 4. 国民の理解の深化（普及啓発）の現状
- III 今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方
 1. 基本的考え方
 2. 施策の推進体制について
- IV 地域生活への移行及び地域生活の支援に関する今後の検討の方向
 1. 検討の基本的方向性
 2. 施策の方向性について
 3. 個別の論点
 - (1) 相談支援について
 - (2) 地域生活を支える福祉サービス等の充実について
 - (3) 地域生活を支える医療の充実について
- V 精神保健医療体系の再構築に関する今後の検討の方向
 1. 検討の基本的方向性
 2. 個別の論点
 - (1) 入院医療について
 - (2) 通院・在宅医療について
 - (3) 医療体制・連携について
 - (4) 人材の確保・資質の向上をはじめとした精神医療の質の向上について
- VI 精神疾患に関する理解の深化（普及啓発）に関する今後の検討の方向
 1. 検討の基本的方向性
 2. 個別の論点

1 害者自立支援法の改正にあわせてその具体化を目指すこととする。さ
2 らに、その後、精神保健医療に関する議論を集中的に行った上で、平
3 成 21 年夏を目途に、精神保健医療も含め、今後の精神保健医療福祉施
4 策の全体像のとりまとめを行うことを目指す。

5
6
7 **【これまでの開催状況】**

8
9 平成 20 年 4 月 11 日（第 1 回）

10 ○精神保健医療福祉の改革の経緯及び現状について

11
12 平成 20 年 5 月 1 日（第 2 回）

13 ○地域生活支援体制の充実について

14
15 平成 20 年 5 月 29 日（第 3 回）

16 ○精神保健医療体系について

17
18 平成 20 年 6 月 19 日（第 4 回）

19 ○精神疾患に関する理解の深化について

20 ○精神障害者の方からのヒアリング

21 ○地域移行の実践に関するヒアリング

22
23 平成 20 年 6 月 25 日（第 5 回）

24 ○「精神病床の利用状況に関する調査」報告について

25 ○諸外国の精神保健医療福祉の動向について

26
27 平成 20 年 7 月 16 日（第 6 回）

28 ○これまでの議論の整理と今後の検討の方向性について

1 II 精神保健医療福祉（主に地域生活への移行及び地域生活の支援に関
2 するもの）の現状と評価

3
4 1. 精神障害者の状況

5
6 (1) 全般的状況

7
8 ○ 「患者調査」（厚生労働省統計情報部）によると、精神疾患患者
9 は平成 11 年以降急速に増加しており、特に、外来患者数は、平成
10 11 年に 170 万人であったものが、平成 17 年には 267.5 万人と、6
11 年間で約 1.6 倍となっている。

12
13 ○ 入院患者については、「入院医療中心から地域生活中心へ」とい
14 う方向を掲げてきたが、精神病床の入院患者は、平成 8 年以降、
15 32 万人から 33 万人の間で推移している。また、精神病床以外に入
16 院している患者も含め、精神疾患を主傷病として入院している者
17 の数は、認知症患者の増加を背景として、平成 11 年で 34.1 万人、
18 平成 17 年で 35.3 万人となっており、年々増加する傾向にある。

19
20
21 (2) 入院患者の状況（静態）

22
23 (疾患による分析)

24 ○ 患者調査（平成 17 年）によると、精神病床に入院する患者 32.4
25 万人のうち、統合失調症患者が 19.7 万人（61%）と最も多く、ア
26 ルツハイマー病等の認知症患者が 5.2 万人（16%）で続いている。

27
28 ○ 平成 11 年からの変化をみると、統合失調症患者が 1.5 万人（7%）
29 減少する一方で、認知症患者が 1.5 万人（42%）増加しており、
30 高齢化の進行を踏まえると、今後、精神病床において、認知症を
31 主傷病として入院する患者が更に増加する可能性がある。

32
33 (年齢階級による分析)

34 ○ 患者調査によると、精神病床の入院患者の年齢分布は、65 歳以
35 上の高齢者の割合が増加を続けており、平成 17 年調査では 13.9
36 万人（43%）にのぼっている。

37
38 ○ 特に統合失調症患者についてみると、精神病床に入院する患者

1 の推計平均年齢は、平成 5 年に 50 歳であったが、平成 17 年には
2 56 歳となっている。

3
4 (入院期間による分析)

5 ○ 患者調査（平成 17 年）によると、精神疾患入院患者の入院期間
6 別の分布は、1 年未満入院患者が約 12.2 万人（35%）、1 年以上 5
7 年未満入院患者が約 10.2 万人（29%）、5 年以上 10 年未満入院患
8 者が 4.7 万人（13%）、10 年以上入院患者が約 8.1 万人（23%）と
9 なっている。

10
11 ○ これを平成 11 年と平成 17 年で比較すると、1 年未満入院患者数
12 が 1.4 万人（13%）、1 年以上 5 年未満入院患者数が 1.1 万人（12%）
13 増加する一方で、10 年以上入院患者数は 1.3 万人（13%）減少し
14 ている。

15
16 ○ また、疾患毎にみると、統合失調症では、1 年未満入院患者と 1
17 年以上 5 年未満入院患者がそれぞれ 22.9% 及び 25.3% である一方、
18 10 年以上入院患者の割合は 35.9% となっている。うつ病を含む
19 気分（感情）障害ではその 6 割強が 1 年未満入院患者であり、認
20 知症では 1 年未満入院患者と 1 年以上 5 年未満入院患者がそれぞ
21 れ約 42% となっている。このように、疾患によって入院期間によ
22 る分布は大きく異なっている。

23 また、入院期間が長期化するほど、総数に占める統合失調症患者
24 の割合が増える傾向にあり、10 年以上入院患者では約 85% にの
25 ぼっている。

26
27 ○ さらに、これを平成 11 年と平成 17 年の比較でみると、10 年以
28 上入院患者数の減少は統合失調症で顕著であり、平成 11 年調査と
29 の比較では、1.2 万人（14%）の減少となっている。1 年未満入院
30 患者数の増加は、統合失調症やうつ病を含む気分（感情）障害で
31 も増加しているものの、認知症で特に増加が著しく、その増加は、
32 平成 11 年から平成 17 年までの間で 1.1 万人（43%）となってい
33 る。また、1 年以上 5 年未満入院患者数の増加は、主に認知症患者
34 が平成 11 年から平成 17 年までの間で 1.2 万人（53%）増加して
35 いることによるものであり、認知症患者で入院期間が長期化する
36 傾向が示されている。

37
38 ○ 以上の現状を踏まえると、今後は、入院患者の高齢化も念頭に

1 置きながら統合失調症患者を中心に地域生活への移行及び地域生
2 活の支援を一層推進するとともに、増加する認知症患者への入院
3 医療のあり方の検討を行うことが課題となっている。

6 (3) 入院患者の状況（動態）

8 (入院期間1年未満患者の動態)

- 9 ○ 精神保健福祉資料（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精
10 神・障害保健課）によると、精神病床における年間新規入院患者
11 数は、平成14年に33.2万人であったものが、平成15年では35.6
12 万人（前年比2.4万人（7%）増）、平成16年では37.8万人（前
13 年比2.2万人（6%）増）と、年々増加している。
- 15 ○ 他方、退院患者数についても、年間新規入院患者数と同程度の
16 水準で推移しており、在院期間1年未満での退院が新規入院患者
17 数の増加とほぼ同程度増加している。新規入院患者のうち入院期
18 間1年以上に移行、つまり、新たに長期入院となる患者の数は、
19 毎年5万人程度で横ばいとなっている。その結果として、病院報
20 告（厚生労働省統計情報部）における精神病床の平均在院日数は
21 短縮しており、平成18年には320日と、平成元年に比べ約180日
22 短くなっている。
- 24 ○ また、精神保健福祉資料によると、精神病床における新規入院
25 患者の87%が入院から1年以内に退院しており、平成11年と比較
26 しても、その割合は高まっている。また、退院患者のうち、在院
27 期間が1年未満で退院した患者の割合も約87%と高くなっている。
- 29 ○ このように、精神病床においては、1年未満の入院期間について、
30 新規入院患者と退院患者が同程度増加し患者の入れ替わりが頻繁
31 に起こっており、入院の短期化が進んでいるといえる。
- 33 ○ 今後は、急性期医療の充実により新たに入院する患者の早期退
34 院を促すとともに、地域における医療・福祉等必要なサービスの
35 確保のための取組を更に強化することにより新たな長期入院患者
36 を生み出さないようにすることが課題となっている。

38 (入院期間1年以上患者の動態)

- 1 ○ その一方で、在院期間 1 年以上での退院は毎年 5 万人弱で推移
2 しているが、新たに入院期間 1 年以上となる患者数が毎年 5 万人
3 程度であるため、その結果として、1 年以上入院患者数は 23 万人
4 弱で大きく変化していない。
- 5
- 6 ○ また、入院期間 1 年以上患者は全体の 65%を占めているが、退
7 院患者のうち、在院期間が1年以上で退院した患者の割合は約13%
8 であり、そのうち転院や死亡による退院は2割以下となっている。
9 これに対し、退院患者のうち、在院期間が 5 年以上で退院した患
10 者の割合はわずか 4%に止まり、そのうち転院や死亡による退院は
11 7割以上となっており、入院期間が長期化するほど、退院患者にお
12 ける割合が下がるとともに転院や死亡による退院の割合が高くな
13 っている。
- 14
- 15 ○ このように、入院の短期化が進んでいる一方で、入院期間 1 年
16 以上の長期入院患者では、その動態に近年大きな変化がみられて
17 おらず、今後、どのように地域移行を進め、長期入院患者の減少
18 を図っていくかが課題となっている。
- 19
- 20

21 (4) 受け入れ条件が整えば退院可能な患者の状況

22

23 (患者調査による分析)

- 24 ○ ビジョンでは、患者調査の「受入条件が整えば退院可能」な患
25 者（平成 14 年調査で 6.9 万人）について、精神病床の機能分化・
26 地域生活支援体制の強化等、立ち後れた精神保健医療福祉体系の
27 再編と基盤強化を全体的に進めることにより、10 年後の解消を図
28 ることとしている。
- 29
- 30 ○ 平成 17 年患者調査では、精神病床の入院患者のうち、受入条件
31 が整えば退院可能な患者は約 7.6 万人で約 23%となっており、そ
32 の詳細は以下のとおりとなっている。
- 33 ・ 入院期間別にみると、1 年未満入院患者が約 2.5 万人（受入条
34 件が整えば退院可能な患者の約 33%）、1 年以上 5 年未満入院患
35 者が約 2.2 万人（同約 30%）、5 年以上 10 年未満入院患者が約 1
36 万人（同約 14%）、10 年以上入院患者が 1.7 万人（同約 24%）
37 となっている。
- 38 ・ 年齢別にみると、受入条件が整えば退院可能な患者のうち 55

1 歳未満の患者は約30%、55歳以上の患者は約70%となっている。
2 65歳以上の患者は45%を占めている。

- 3 ・ 疾患別で見ると、統合失調症の患者が約4.4万人で約6割を
4 占め、認知症患者が約1.3万人で約18%となっている。
- 5 ・ 疾患別の入院患者のうち、受入条件が整えば退院可能な患者
6 の割合を入院期間別にみると、統合失調症では、入院期間1年
7 未満で約24%、1年以上5年未満で約27%、5年以上10年未満
8 で約16%となっているが、入院期間10年以上では約3分の1強
9 と最も高くなっている。一方で、認知症では、入院期間1年未
10 満で約45%、1年以上5年未満で約41%となっており、異なる
11 分布となっている。

- 12
- 13 ○ このように、受入条件が整えば退院可能な患者は、入院期間、
14 年齢、疾患によって様々となっており、地域生活への移行のため
15 の方策を考えていくに当たっても、この点に十分留意し、患者像
16 に応じたきめ細かい対応を図っていくことが必要である。

17

18 (病床調査による分析)

- 19 ○ 「精神病床の利用状況に関する調査」(平成19年度厚生労働科
20 学研究こころの健康科学事業により実施。以下「病床調査」とい
21 う。)では、「受入条件が整えば退院可能」な患者の割合は約34%
22 に上っており、平成17年患者調査の結果よりも高い割合となっ
23 ている。
- 24
- 25 ○ 病床調査では、「居住先・支援が整った場合の退院の可能性」に
26 ついても調査を行っており、これもあわせて分析を行うと、受入
27 条件が整えば退院可能な患者のうち「現在の状態でも、居住先・
28 支援が整えば退院可能」な患者は約16%(全体の約5%)、「状態
29 の改善が見込まれるので、居住先・支援が整えば退院可能」な患
30 者が約73%(全体の約25%)となっており、医師が「受入条件が
31 整えば退院可能」という場合には、居住先や支援の確保の状況に
32 加え、将来の状態の改善も見込んでいる可能性が示唆されている。
- 33
- 34 ○ 一方で、病床調査の結果によると、将来の状態の改善と居住先・
35 支援の確保のいずれかが整えば退院が可能となる患者の割合が入
36 院患者の6割強となっているが、その中には、現時点で「生命の
37 危険は少ないが入院治療を要する」とされた患者が約45%(全体
38 の約27%)含まれている。このようなことから、地域生活への移

1 行のための方策の検討に当たっては、受入条件を整えば退院可能
2 な患者以外の患者についても念頭に置いて具体策を講じていくこ
3 とが必要である。

4 また、病床調査の結果によると、「状態の改善は見込まれず、居
5 住先・支援を整えても近い将来退院の可能性なし」とされた患者
6 が約 40%いるが、このような患者の特性や状態像について、更に
7 詳細に分析する必要がある。

10 2. 精神障害者の地域生活支援の現状

11 (1) 障害福祉サービスの現状

12 ○ 精神障害者が円滑に地域生活を送るためには、住まいの場所を
13 提供する機能や、精神障害者の自宅における日常生活に必要な支
14 援を提供する機能、さらには、身近な日中活動の場を提供し、又
15 は、地域生活の訓練や就労に向けた訓練を提供する機能など、地
16 域において精神障害者の生活を支える様々な機能が確保されてい
17 ることが必要である。

18 ○ このような機能を担う障害福祉サービスについては、障害者自
19 立支援法施行前から精神障害者社会復帰施設等として整備が進め
20 られてきている。

21 精神障害者社会復帰施設については、障害者自立支援法施行直
22 前の平成 18 年には、施設数が約 1.7 千カ所（平成 5 年時点の約 11
23 倍、平成 14 年時点の約 1.6 倍）、利用者数が 2.5 万人以上（平成 5
24 年時点の約 12 倍、平成 14 年時点の約 1.8 倍）と大きな伸びを示
25 しており、特に小規模通所授産施設、通所授産施設、生活訓練施
26 設では、利用者数がそれぞれ 9.1 千人、7.7 千人、4.4 千人であっ
27 た。

28 ○ 障害者自立支援法においては、事業・施設体系を見直し、障害
29 種別にかかわらずサービスを利用する仕組みを一元化するととも
30 に、サービス提供の責任主体を市町村に統一し、これにより、精
31 神障害者福祉の基盤整備を進める上での制度的枠組みが整備され
32 た。

33 ○ 障害者自立支援法施行後の状況に関して、平成 19 年 12 月時点

1 の精神障害者福祉サービスの状況をみると、グループホームや居
2 宅介護では、精神障害者と知的障害者が同程度の割合で利用して
3 いるが、その一方で、自立訓練（生活訓練）や就労移行支援、就
4 労継続支援では、利用がまだ十分に進んでいないと考えられる。

- 5
6 ○ また、精神障害者社会復帰施設については、平成 23 年度末まで
7 に、障害者自立支援法に基づく新体系サービスに移行することが
8 求められているが、平成 19 年 4 月時点における移行状況によると、
9 小規模通所授産施設で 24.6%、通所授産施設で 23.3%、生活訓練
10 施設では 6.6%、全体でも 19.0%となっており、その移行は十分
11 とはいえないが、障害者自立支援法において新たに設けられた就
12 労系の福祉サービスにおいては、新体系サービスへの移行割合が
13 高くなっている状況にある。

14 (2) 医療サービスの現状

- 15
16
17
18 ○ 精神障害者については、入院治療が終了し退院した者も含め、
19 その多くが、安定した地域生活を送るために、外来医療、デイ・
20 ケア等、精神科訪問看護等の通院・在宅医療の提供を通じた継続
21 的な医療面での支援を必要とするほか、地域生活における様々な
22 変化に直面し症状が急変することがあり、救急医療や入院医療に
23 による緊急の対応を必要とする場合がある。

- 24
25 ○ このため、精神障害者の地域生活を支援していく上では、福祉
26 サービスの機能とあわせて、通院・在宅医療による日常的・継続
27 的な医療の提供や、精神科救急医療による症状急変時における医
28 療の提供、さらには、急性期の入院医療の提供を適切に担う機能
29 が不可欠である。

- 30
31 ○ こうした地域生活を支える医療については、精神科救急におい
32 て夜間・休日の電話相談件数や受診件数、入院件数も増加傾向が
33 みられ、また、精神科デイ・ケア等や精神科訪問看護の利用者数
34 が近年増加を続けており、一定の充実がみられているが、課題も
35 残っている。

- 36
37 ○ 精神科救急については、平成 20 年度予算において、すべての精
38 神科救急医療圏域における体制整備に資するよう事業の充実を図

1 るとともに、診療報酬上もその充実のための対応を行ってきてい
2 る。

3 しかしながら、精神科救急医療体制の機能が都道府県によって
4 大きく異なっており、地域の実状を踏まえつつ、どの地域でも適
5 切な精神科救急医療が受けられる体制の確保を図っていくことが
6 課題となっている。

7
8 ○ 精神科デイ・ケア等については、利用者のうち 20 歳以上 40 歳
9 未満の者が 35%、40 歳以上 65 歳未満の者が 53%と、比較的若い
10 年齢層の利用が多くなっているが、一般就労を通じた自立を促す
11 など精神障害者の地域生活を支える観点から、患者の症状やニー
12 ズに応じた機能の強化や重点化を図っていくことが課題となっ
13 ている。

14
15 ○ 精神科訪問看護については、退院後の医療を提供する機能とし
16 て患者や家族のニーズが高く、精神科訪問看護の実施により総入
17 院日数が減少する等の効果がみられる。

18 医療機関からの精神科訪問看護については、平成 20 年診療報酬
19 改定において急性増悪時の算定要件の緩和を行うなどその充実を
20 図ってきている。その一方で、訪問看護ステーションの約 6 割で、
21 精神疾患を主傷病とする利用者への訪問が実施されていない。

22 今後、精神障害者の地域生活を支える継続的な医療を提供する
23 観点から、精神科訪問看護の機能を更に充実していくことが課題
24 となっている。

25 26 27 (3) 雇用支援の現状

28
29 ○ 病院から退院した者も含め地域生活を送る精神障害者の一般就
30 労を支援し、又は、精神疾患を理由とした休職者・離職者等の職
31 場復帰・雇用促進を支援する観点から、精神障害者に対する雇用
32 支援を充実することは重要である。

33
34 ○ このような観点から、これまで、障害者雇用率制度における精
35 神障害者の算定（平成 18 年 4 月施行）や、休職者に対する職場復
36 帰、雇用継続に係る支援、平成 20 年度予算における「精神障害者
37 ステップアップ雇用奨励金」の創設など、取組みの強化を図って
38 きたところである。

1
2 ○ 精神障害者の職業紹介状況を見ると、新規求職申込件数は、平
3 成 13 年度以降大幅な増加を続けており、平成 19 年度で見ると、
4 平成 13 年度の 4.2 倍以上であり、平成 16 年度と比較しても 2.2
5 倍以上となっている。

6 就職件数で見ても、平成 19 年度においては、平成 13 年度の 5.2
7 倍以上、平成 16 年度の約 2.4 倍となっている。

8 また、精神障害者に対する職業訓練については、平成 18 年度に
9 おける障害者委託訓練の受講者数は、平成 16 年度の約 2.9 倍、平
10 成 17 年度の 1.4 倍以上となる等、大幅な増加をみせている。

11
12 ○ このように、精神障害者の就業は着実に進展しているが、一方
13 で、精神障害者の雇用数は 56 人以上規模企業で 0.4 万人（平成 19
14 年 6 月）にとどまるなど、身体障害者や知的障害者と比較すると、
15 大きく遅れており、今後、企業における精神障害者の雇用を更に
16 促進することが課題となっている。

17 18 19 20 (4) 障害者自立支援法に基づく相談支援の現状

21 (障害者自立支援法に基づく相談支援について)

22 ○ 精神障害者が安心して地域生活を営むためには、上記のような
23 様々な支援を結び付け円滑に利用できるように支援することが必
24 要であり、そのため、個々の精神障害者の相談に継続的に応じそ
25 の状況を把握するとともに、個々の精神障害者に応じた適切な支
26 援へとつなぎ生活全体を支える機能が地域において確保されるこ
27 とが不可欠である。

28
29
30 ○ 障害者自立支援法においては、こうした機能を相談支援事業と
31 して位置付け、市町村を事業の責任主体とし、都道府県を相談支
32 援事業のうち広域的な対応が必要なものを担う主体としている。

33
34 (市町村における相談支援事業について)

35 ○ 相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害
36 者等を支えるネットワークを構築することが不可欠であるとの観
37 点から、市町村においては、事業者、雇用、教育、医療等の関連
38 する分野の関係者からなり、相談支援事業の中核的役割を果たす

1 地域自立支援協議会の設置を図っている。

2 また、市町村は、一般的な相談支援事業のほか、民間賃貸住宅
3 への入居時の支援や夜間を含む緊急時の対応が必要な場合におけ
4 る支援を行う「居住サポート事業」や、判断能力が不十分な障害
5 者に対し障害福祉サービスの利用時に成年後見制度の利用を支援
6 する「成年後見制度利用支援事業」等の相談支援事業を行うこと
7 とされている。

- 8
9 ○ 一方で、こうした市町村における相談支援事業については、平
10 成 19 年 12 月時点で地域自立支援協議会の未設置市町村が半数に
11 上り、平成 19 年 4 月時点で居住サポート事業の未実施市町村が約
12 9 割となっているなど、課題が残っている。

13
14 (個々の精神障害者に対するケアマネジメント機能について)

- 15 ○ また、個々の精神障害者の地域生活を支える様々なサービスを
16 適切に結び付けて提供するためには、市町村における相談支援体
17 制に加え、個々の精神障害者に対して個別のサービスの利用の調
18 整を行い、その計画を作成する等の支援を行うケアマネジメント
19 機能が重要である。

- 20
21 ○ 障害者自立支援法においては、このような観点から、精神科病
22 院からの退院時等に、障害者に対して、利用する障害福祉サービ
23 スの種類、内容等を定めた計画の作成を行った場合にその費用を
24 支給する「サービス利用計画作成費」の仕組みを設けているが、
25 対象者が限定されている等の理由により、その活用が十分でない
26 という課題がある。

27 28 29 3. 精神保健医療体制の現状

- 30
31 ○ 精神病床数は、平成 10 年以降、減少傾向が続いてはいるものの、
32 ほぼ横ばいとなっている。病院類型で見ると、特に、一般病院で
33 の減少が著しく、平成 10 年と比べると 6 千床近く減少しているの
34 に対し、精神科病院では、横ばいとなっている。

35 一方で、諸外国では、1960 年代以降、一様に病床削減や地域生
36 活支援体制の強化等の施策を通じて人口当たり病床数を減少させ
37 てきている一方で、各国における精神病床の定義の違いを考慮す
38 る必要があるが、我が国における精神病床数は、1960 年代に急速

1 に増加し、現在でも依然高い水準となっている。

2
3 ○ 精神科又は神経科を標榜する診療所数の推移をみると、一般診
4 療所数も近年増加の一途をたどっているが、精神科又は神経科を
5 標榜する診療所の増加はそれを大きく上回る勢いで増加しており、
6 平成8年から平成17年までの間で、ほぼ1.5倍に増加している。

7
8 ○ 精神科医は、全体として増加傾向にあるが、精神科又は神経科
9 を標榜する診療所数の増加の影響もあって、診療所に勤務する精
10 神科医の増加が顕著である。平成6年と平成18年の比較でみると、
11 病院に勤務する精神科医の増加が15%にとどまるのに対し、診療
12 所に勤務する精神科医は、2.3倍に増加している。

13
14 ○ 我が国における医師以外の精神科医療従事者数については、精
15 神科病院に勤務する看護師、作業療法士、精神保健福祉士の数は、
16 平成11年以降大きく増加している。

17 これを諸外国との比較でみると、人口当たり従事者数は、精神
18 科看護師数は比較的高い水準にあるが、精神科ソーシャルワーカー
19 の数は低い水準にとどまっている。さらに、人口当たり病床数
20 が多いことを背景として、医療従事者1人当たりの病床数は、精
21 神科看護師、精神科ソーシャルワーカーのいずれでも諸外国と比
22 較して多くなっている。

23 24 25 4. 国民の理解の深化（普及啓発）の現状

26
27 ○ ビジョンにおいては、「精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがか
28 かりうる病気であることについての認知度を90%以上とする」と
29 という達成目標を掲げているが、平成18年度時点では、「精神疾患
30 は誰もがかかりうる病気である」との質問に対し、「そう思う」と
31 答えた者の割合が50%弱、「ややそう思う」と答えた者を合わせると
32 約82%に上っており、ビジョンに掲げた目標の達成に向け一定
33 の進捗がみられている。

34 一方で、精神疾患に関する国民の理解について、疾患毎にその
35 理解の状況をみると、うつ病等他の疾患に比べて、統合失調症に
36 対する理解が大きく遅れている。

37
38 ○ また、平成19年の内閣府調査によると、「精神障害者の近隣へ

1 の転居」について、ドイツやアメリカでは、7割以上が「意識せず
2 接する」と回答し、4割は「全く意識せず気軽に接する」と回答し
3 ているのに対し、我が国では、7割以上が「意識する」と回答して
4 おり、精神障害や精神障害者に対する理解が十分に進んでいない
5 ことを示している。その他の調査研究においても、同様に、我が
6 国における精神障害者に対する偏見の根強さが明らかとされてい
7 る。

1 III 今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方

3 1. 基本的考え方

5 (1) 我が国の精神保健医療福祉施策の沿革

- 7 ○ 我が国の精神保健医療福祉施策については、明治33年の「精神
8 病者監護法」の制定まで法的な規制は存在していなかった。同法
9 により、私宅、病院等での監置制度が設けられたが、私宅監置を
10 容認していたため医療保健の面では極めて不十分であった。
- 11
- 12 ○ 戦後、昭和25年の精神衛生法の制定により、都道府県に対する
13 精神科病院の設置義務付けや指定入院制度の創設を行い、それ以
14 降、自宅や地域における処遇の問題を改善する観点から、精神科
15 病院への入院を中心とした処遇が進められてきた。
- 16
- 17 ○ その後、昭和39年にはいわゆる「ライシャワー事件」が起こり、
18 昭和40年には通院公費負担制度を創設し、在宅精神障害者の訪問
19 指導・相談事業を強化する等の精神衛生法の改正が行われた。こ
20 の改正以降、精神障害者の社会復帰に向けた体制整備が進められ
21 たが、その一方で、この時期に精神病床数は急速に増加していっ
22 た。
- 23
- 24 ○ 精神保健法（昭和62年）、障害者基本法（平成5年）、精神保健
25 及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年）、障害者自立支援法
26 （平成17年）の成立等を経て、入院処遇中心から地域移行への方
27 向転換が図られてきたが、地域生活を支える医療・福祉サービス
28 の提供体制が十分でないことや、我が国における精神疾患や精神
29 障害者への理解が十分でなかったこと等の理由により、その成果
30 は未だ十分でなく、依然として多くの長期入院患者が存在してい
31 る。

34 (2) 今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方

- 35
- 36 ○ このように、現在の長期入院患者の問題は、入院医療中心であ
37 った我が国の精神障害者施策の結果であり、行政をはじめ関係者
38 は、その反省に立って、今後の施策の立案・実施に当たるべきで

1 ある。

- 2
- 3 ○ 精神保健医療福祉施策に関しては、今後も、「入院医療中心から
- 4 地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を更に推し進め、
- 5 精神障害があっても地域において安心して自立した生活を送るこ
- 6 とができるようにするとともに、精神疾患に罹患した場合にも早
- 7 期に適切な医療にかかれるような社会としていくことを基本的な
- 8 考え方とし、以下の柱に沿って、施策を講ずるべきである。

9 1) 精神疾患の早期発見・早期対応による重症化の防止のための体

10 制の整備

11 2) 急性期入院医療の充実等による入院医療の質の向上や、精神科

12 救急医療、精神科訪問看護等地域生活を支える医療の整備を通じ

13 た入院の長期化や再入院の抑止

14 3) 地域における福祉サービス・医療サービス等の充実を通じた入

15 院患者の地域生活への移行及び地域生活の支援の一層の推進と、

16 長期入院が必要な患者に対する適切な療養の提供

- 17
- 18 ○ 具体的施策については、上記の基本的な考え方や施策の柱を踏
- 19 まえて、以下の方向性でその推進を図るべきである。

20 ①地域生活を支える支援の充実

21 精神障害者が、地域において質が高く適切な福祉サービスや

22 医療サービスなどの必要な支援を十分に受けることができる体

23 制作りを行う。

24 ②精神医療の質の向上

25 救急医療の整備、入院医療の急性期への重点化など、疾患や

26 病期に応じて必要な医療が提供されるとともに、精神医療の質

27 が向上することにより、精神障害があっても、地域において安

28 心して生活を営み、かつ、入院した場合でもできる限り早期に

29 地域生活に戻ることができる体制作りを行う。

30 ③精神疾患に関する理解の深化

31 精神疾患に関する正しい理解が進み、精神疾患にかかった場

32 合でも早期に適切な対応が行われ、かつ、精神障害者が地域の

33 住民と共に暮らしていくことができる社会を構築する。

34 ④長期入院患者を中心とした地域生活への移行・定着支援

35 ①から③までの取組を進めることにより、既に長期にわたり

36 入院している精神障害者を中心として、それぞれの特性を踏ま

37 えつつ、地域生活への移行・定着をはじめとして、入院から本

38 人にふさわしい生活への移行・定着までが、円滑に行われる流

1 れを作る。

2
3
4 **2. 施策の推進体制について**

5
6 ○ 上記の考え方にに基づき、精神保健医療福祉施策を推進していく
7 に当たっては、将来のあるべき姿（ビジョン）を示した上で、可
8 能な限り、客観的な指標に基づく明確な数値目標を定め、それを
9 実現するためのロードマップを明確にし、必要な財源を確保しつ
10 つ個別の対策を講じ、更に定期的にその進捗状況を評価するとい
11 う一連の政策の流れを徹底すべきである。

12
13 ○ また、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援につ
14 いては、施策が着実に推進されるよう、市町村を中心とした地域
15 （都道府県（精神保健福祉センター及び保健所を含む。）、保健所
16 設置市区、市町村等）における推進体制のあり方や制度上の位置
17 付けについても検討すべきではないか。

18 その際、市町村等における人的・財政的な基盤の確保や、医療
19 計画と障害者計画や障害福祉計画との関係をはじめとする各種計
20 画の相互関係の強化のための方策等についても検討すべきではな
21 いか。

22
23 ○ なお、上記のビジョンの提示や数値目標の設定、ロードマップ
24 の明確化については、本年末に予定されている本検討会の中間ま
25 とめや来年夏頃に予定されている本検討会の最終まとめにおいて
26 具体的に示すことを目指して今後検討を行うこととし、具体的施
27 策の検討については、IVからVIまでで示す方向性に沿って進める
28 こととしてはどうか。

1 IV 地域生活への移行及び地域生活の支援に関する今後の検討の方向

3 1. 検討の基本的方向性

- 5 ○ 精神障害者を取り巻く現状や、検討会におけるこれまでの議論
6 を踏まえ、今後、地域生活への移行及び地域生活の支援について
7 は、以下の基本的考え方に沿って検討を行ってはどうか。
 - 8 ・ 障害者自立支援法に基づく相談支援については、日常の継続
9 的な支援や緊急時の支援を通じて、精神障害者が安心して地域
10 生活を営むことを支えるとともに、地域生活を営む精神障害者
11 に対する様々な支援を結び付け円滑に利用できるようにする重
12 要な機能であり、その充実強化を今後の施策の中核として位置
13 付ける。
 - 14 ・ 地域における相談支援が十分に機能するためにも、多様な支
15 援を必要とする精神障害者に対してケアマネジメントを行う機
16 能の充実を図るとともに、相談支援の中核を担う地域自立支援
17 協議会についてもその機能の充実を図る。
 - 18 ・ 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援について
19 は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスと保健医療サ
20 ービスの密接な連携の下で行われることが不可欠であり、その
21 体制の一層の充実を図る。

24 2. 施策の方向性について

- 26 ○ 病床調査の結果を踏まえ、地域生活への移行に係る施策につい
27 ては、受入条件が整えば退院可能な患者以外の患者も念頭に置いて
28 行うべきではないか。
- 30 ○ また、患者調査では、受入条件が整えば退院可能な患者の約 3
31 分の 1 は入院期間 1 年未満の患者であるが、精神病床における新
32 規入院患者の 87%が入院から 1 年以内に退院していることや 1 年
33 以上の長期入院患者の動態が大きく変化していないことを踏まえ、
34 今後、数値目標の設定をはじめ、住まいの場の確保等の施策に関
35 する検討を行うに当たっては、入院期間 1 年以上の長期入院者群
36 に重点を置くべきではないか。
- 38 ○ 一方で、新たに入院期間 1 年以上になる患者が毎年約 5 万人生

1 じており、今後は、新たな長期入院を生み出さないという基本的
2 な考え方に立って、入院医療の充実、通院・在宅医療等地域生活
3 を支える医療や生活支援を含めた福祉サービスの確保、精神障害
4 者が入院予防的に、又は、一時的な休息を取るために利用するサ
5 ービスの確保等の施策を通じて、地域生活への移行を促してい
6 べきではないか。

- 7
8 ○ 長期入院患者は、疾病や入院期間、年齢等、その特性が多様で
9 あることから、住まいの場や医療・福祉サービスの確保等につい
10 ては、その特性毎にきめ細かい議論を行い、具体的施策を講ずる
11 べきである。

12 その際、特に長期にわたり入院し、日常生活動作能力や社会適
13 応能力の低下に対する支援が必要となっている高齢障害者にふさ
14 わしい支援のあり方について、検討してはどうか。

- 15
16 ○ なお、具体的方策の検討に当たっては、長期入院患者等が実際
17 にどのような居住先や支援を必要としているかを把握することが
18 必要であることから、病床調査について、更に詳細な分析を行い、
19 本検討会に提示すべきである。

22 3. 個別の論点

24 (1) 相談支援について

25
26 (障害者自立支援法に基づく相談支援等について)

- 27 ○ 精神障害者の地域生活の支援を一層充実する観点から、現在、
28 都道府県の行う「精神障害者地域移行特別対策事業」が主に担っ
29 ている病院や施設からの退院・退所時の支援に加え、民間住宅等
30 への入居時や地域生活における緊急時の支援、成年後見制度など
31 精神障害者の権利擁護に関わる支援など、個々の精神障害者が適
32 切な支援を受けられるよう、その評価や地域における体制のあり
33 方も含め、相談支援の充実について検討すべきではないか。

34 また、民間賃貸住宅などにおいて地域生活を営む精神障害者に
35 対する継続的な相談支援の充実や、ピアサポートの活用、コミュ
36 ニティワークの充実についても検討すべきではないか。

- 37
38 ○ 精神障害者の地域生活支援において適切なケアマネジメントが

1 行われるよう、サービス利用計画作成費について、対象者の拡大
2 や現在支給決定後に作成することとなっている取扱いの見直しな
3 ど、相談支援におけるケアマネジメント機能の拡充について検討
4 すべきでないか。

- 5
6 ○ 市町村における相談支援体制において中核的役割を担う地域自
7 立支援協議会については、その機能の現状について検証を行うと
8 ともに、今後その設置を促し機能の強化を図っていく観点から、
9 地域自立支援協議会の法制度的な位置付けの明確化を含めその機
10 能を充実することについて検討すべきではないか。

11
12 (精神疾患の早期発見・早期対応の観点からの相談体制について)

- 13 ○ 上記のような障害者自立支援法に基づく相談支援に加え、精神
14 疾患の早期発見・早期対応の観点から、相談支援における行政機
15 関の役割の充実を図ることが重要である。障害者自立支援法の制
16 定に伴い、精神障害者福祉に関する相談指導は市町村に一元化さ
17 れているが、精神保健に関する相談指導については市町村には努
18 力義務が課されているにとどまり、保健所が第一線の機関として
19 位置付けられている。一方で、市町村における相談指導の実施件
20 数が増加していることに加え、保健所と市町村が実施した精神保
21 健福祉相談の内容については、その傾向に大きな差異がみられな
22 い。

23 こうしたことを踏まえ、精神障害者福祉だけでなく、精神保健
24 の分野についても、相談指導の実施について市町村を第一線の相
25 談機関として位置付けることも含め、市町村、保健所、精神保健
26 福祉センターといった行政機関の役割について、制度上明確化す
27 ることについて検討すべきではないか。

28 また、行政機関と医療機関の相談体制における役割分担のあり
29 方、保健福祉分野と学校教育分野等その他の分野との連携の強化
30 についても検討してはどうか。

31
32 (精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて)

- 33 ○ 精神保健福祉士については、精神科病院等において、精神障害
34 者に対し社会復帰に関する相談援助を行う専門職種として位置付
35 けられているが、制度の施行から現在までの間の役割の変化を踏
36 まえ、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」におけ
37 る検討結果に基づき、その役割や養成のあり方等について、制度
38 的な対応を含めて見直しを検討すべきではないか。

1
2
3 (2) 地域生活を支える福祉サービス等の充実について
4

5 (住まいの場の確保について)

6 ○ 住まいの場については、精神障害者が地域生活を営むに当たり
7 最も重要な基盤の 1 つであるが、病床調査の結果をみると、実際
8 に退院した患者の約 8 割は退院後自宅（家族と同居又は単身で入
9 院前と同じ住居）に居住している。一方で、病床調査では、退院
10 後に自宅以外に居住するニーズがあることが明らかとなっており、
11 自宅への退院が困難な患者の退院が遅れている可能性が示唆され
12 ている。このことを踏まえると、自宅以外の居住の場の確保のた
13 めの方策を講ずることが必要となっている。

14
15 ○ このような観点から、グループホーム、ケアホームについて、
16 公営住宅の活用促進や、その評価の見直しを含め、その設置を推
17 進するための具体的方策について、検討を行うべきではないか。

18 また、民間住宅の活用を推進するための具体的方策や、公的保
19 証人制度の更なる普及のための方策についても検討を行ってほ
20 うか。

21
22 ○ 住まいの場の選択肢の 1 つである公営住宅については、現在、
23 精神障害者の単身入居が認められているとともに、公営住宅をグ
24 ループホームとして活用することも可能となっているが、今後、
25 精神障害者の優先枠設定による入居促進、グループホーム活用促
26 進など精神障害者の入居を促進するための取組について、国土交
27 通省や、自治体においても住宅部局との連携を強化し、更なる強
28 化を図るべきではないか。

29
30 (生活支援等障害福祉サービス等の充実について)

31 ○ 精神障害者の地域生活においては、継続的に生活支援を行うこ
32 とが重要であることから、来所による相談支援に加え、訪問を通
33 じた生活支援を行う機能について、現行の生活訓練の訪問型を含
34 め、その充実を検討すべきではないか。

35 さらに、緊急時の相談支援やケアマネジメント機能の充実、訪
36 問看護等在宅医療の充実を踏まえて、精神症状が持続的に不安定
37 な患者を含め地域生活を営む精神障害者に対する複合的なサービ
38 ス提供のあり方について、これまでの研究成果にも留意しつつ検

1 討すべきではないか。

2
3 ○ 精神障害者本人による短期入所の利用の拡大を含め、精神障害
4 者が入院予防的に、又は、一時的な休息を取るために利用するサ
5 ービスのあり方について検討すべきではないか。

6
7 ○ 就労や日中活動は、生活のための収入を得ることだけでなく、
8 社会の中で役割を持ち、生きがいを見つけ、自己実現を図ること
9 に資するものであり、地域生活への移行を進めるに当たっての重
10 要な要素である。

11 このため、就労系の障害福祉サービスについて、現在果たして
12 いる機能や雇用施策との関係を踏まえ、その機能や雇用施策との
13 連携のあり方について検討すべきではないか。

14 また、障害者就業・生活支援センターについて、障害福祉サー
15 ビスにおいても、就労面の支援とあわせて生活面の支援を提供す
16 る機能の重要性に鑑み、すべての圏域に設置されるよう努めると
17 ともに、就労移行支援事業所等との連携について強化すべきでは
18 ないか。

19
20 ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において規定されて
21 いる社会適応訓練事業の位置付けについて、これまで果たしてき
22 た役割を十分に踏まえつつ、検討すべきではないか。

23
24 ○ 地域活動支援センターの役割を含め、障害福祉サービスについ
25 て上記のほか見直すべき点がないか、引き続き検討すべきではな
26 いか。

27
28 (雇用支援の充実について)

29 ○ 雇用支援については、精神障害者の雇用義務化の環境が早急に
30 整うよう、精神障害者の特性に応じ、予算措置などによる雇用支
31 援の一層の推進、充実について、引き続き検討をすべきではない
32 か。

33
34 (家族等に対する支援について)

35 ○ 病床調査では退院患者の65%以上が退院後自宅で家族と同居し
36 ていることや、入院期間が長期になるほど家庭に退院する患者の
37 割合が低くなることを踏まえ、福祉サービスや医療サービスの充
38 実により家族に大きな負担を課さずに地域で生活を支援する体制

1 の整備とあわせて、効果的な家族支援のあり方について検討すべ
2 きではないか。

- 3
4 ○ また、医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の専門家
5 をはじめ、精神障害者を取り巻く者に対する支援や人材の育成の
6 あり方について検討すべきではないか。

7
8 (その他)

- 9 ○ 障害程度区分について、精神障害者の障害特性をより反映する
10 ものとなるよう、その見直しに向けた検討を引き続き進めること
11 としてはどうか。

- 12
13 ○ また、精神障害者を含む障害者の所得の確保に係る施策のあり
14 方について、就労の支援を含め、幅広い観点から引き続き検討を
15 進めることとしてはどうか。

16
17
18 (3) 地域生活を支える医療の充実について

19
20 (精神科救急医療の充実について)

- 21 ○ 精神科救急医療については、都道府県によって、精神科救急医
22 療体制の機能が異なっているが、地域の実状を踏まえつつどの地
23 域でも適切な精神科救急医療を受けられる体制の確保を図る観点
24 から、都道府県による体制確保を制度上位置付けることについて
25 検討を行ってはどうか。

- 26
27 ○ 自殺企図患者など、精神科救急医療と一般救急医療の双方を必
28 要とする患者に対する適切な医療の提供を確保する観点から、一
29 般救急医療と精神科救急医療との連携についても制度上位置付け
30 ることについて検討を行ってはどうか。

31 また、いわゆる総合病院における精神医療の提供をはじめとし
32 て、救急機能を含む一般医療と精神医療の医療提供体制における
33 位置付けについて、Vの精神保健医療の再構築に関する検討の中
34 で、あわせて行ってはどうか。

- 35
36 ○ 精神科救急の機能評価や精神科救急にふさわしい人員・構造基
37 準のあり方など、精神科救急の質の向上に関する議論については、
38 Vの精神保健医療体系の再構築に関する検討の中で、あわせて行

1 　　ってはどうか。

- 2
- 3 ○ 措置診察を含め精神科救急医療における精神保健指定医の確保
- 4 　　に困難を伴っているとの意見があることも踏まえ、精神保健指定
- 5 　　医の確保のための具体的方策、例えば、5年毎の資格更新時に、措
- 6 　　置診察の実施状況等を要件とすることや、都道府県の精神科救急
- 7 　　医療事業への参画に関する義務を設けること等について、検討す
- 8 　　べきではないか。

9

10 (精神科デイ・ケア等及び精神科訪問看護等通院・在宅医療に関する

11 　　検討)

- 12 ○ 利用者の地域生活を支える観点から、患者の症状やニーズに応
- 13 　　じて精神科デイ・ケア等の機能の強化・分化を行うことや、訪問
- 14 　　看護ステーションにおける実施の普及など地域における精神科訪
- 15 　　問看護等の機能の更なる充実について、Vの精神保健医療体系の
- 16 　　再構築に関する検討の中で、具体的に検討を行うべきではないか。

17

18

19 (4) 退院・退所時における支援の充実について

20

21 (退院・退所する精神障害者への支援)

- 22 ○ 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」等による取組を踏ま
- 23 　　え、入院・入所している精神障害者の退院・退所時の個別の支援
- 24 　　や地域生活支援を行う機能や、地域資源の開発等、地域移行・地
- 25 　　域定着に必要な体制整備を行う機能の充実について検討すべきで
- 26 　　はないか。

27

28 (長期入院・入所者に対する支援)

- 29 ○ 長期にわたり入院や入所している精神障害者については、退院
- 30 　　後の生活について不安を抱く場合が少なくないと考えられること
- 31 　　から、病院や施設から地域生活への移行に先立って、試行的にグ
- 32 　　ループホームや民間賃貸住宅などでの生活を体験できる仕組みに
- 33 　　ついて検討を行うべきではないか。

34

35 (病院における地域移行に向けた取組の推進)

- 36 ○ 退院に向けた支援を含めた病院における地域移行の取組につい
- 37 　　て、これまでの診療報酬等における対応を踏まえつつ、その推進
- 38 　　のための方策について更に検討すべきではないか。

1 V 精神保健医療体系の再構築に関する今後の検討の方向

3 1. 検討の基本的方向性

- 5 ○ 今後の精神保健医療福祉施策に関する基本的考え方や検討会にお
6 けるこれまでの議論を踏まえ、今後、精神保健医療体系については、
7 以下の基本的考え方に沿って検討を行ってはどうか。
 - 8 ・ 精神保健医療体系については、病期（急性期、回復期、療養期）
9 や疾患（統合失調症、認知症、うつ病、身体合併症、児童・思春
10 期等）に応じて、入院医療をはじめとする医療機能のあり方を明
11 示した上で、将来的な病床の機能分化や医療体制の姿を提示する。
 - 12 ・ その際、統合失調症をはじめとする精神疾患に関する入院の短
13 期化や、認知症患者の増加等の疾病構造の変化を踏まえた上で、
14 機能毎の病床の必要数を確定する。さらに、その必要病床数を目
15 標として、住まいの場をはじめとする地域生活支援体制の整備を
16 進めるとともに、それぞれの機能にふさわしい人員・構造等の基
17 準を明らかにしそれに応じた適切な評価を行いつつ、統合失調症
18 患者の地域移行を更に促進するなどして、病床数の適正化を図る。
 - 19 ・ 入院や通院を含めた医療機能について、関連する他のサービ
20 スの連携も含めて医療計画に記載するなど、制度的な対応を充実
21 する。

24 2. 個別の論点

26 (1) 入院医療について

- 28 ○ 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に掲げられた方向性や地
29 域移行の推進という施策の方向性を踏まえ、病期や疾患に応じた
30 入院機能のあり方を明らかにするとともに、病棟・病室（ユニッ
31 ト）単位での機能分化を含め病床機能分化の推進のための具体的
32 方策について検討すべきではないか。
- 34 ○ 病期・疾患に応じた入院機能のあり方や、通院・在宅医療、介
35 護・福祉等他のサービスの機能等を踏まえ、現在精神病床が果た
36 している機能を評価した上で、人員・構造等の基準、機能毎の病
37 床の必要数、病床の機能強化のための方策など、今後の精神病床
38 のあり方についても検討を行うべきではないか。

- 1
2 ○ 精神病床の人員配置やその評価、精神病室等に係る規制につい
3 ても、地域移行を推進する観点や、精神医療のマンパワーの充実
4 や水準の向上、身体合併症を有する患者等に対する適切な医療の
5 実施の観点から、その見直しについて検討を行うべきではないか。
6
7

8 (2) 通院・在宅医療について

9

- 10 ○ 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に掲げられた方向性を踏
11 まえ、精神科デイ・ケア等の患者の症状やニーズに応じた機能強
12 化・分化や、精神科訪問看護の更なる普及をはじめとした在宅医
13 療の充実のための方策について検討を行うべきではないか。
14
15 ○ その際、病状や必要な支援の内容等利用者の実態を踏まえ、福
16 祉サービスとの役割分担のあり方についても検討を行ってはどうか。
17
18
19

20 (3) 医療体制・連携について

21

- 22 ○ 相談体制、入院医療及び通院・在宅医療のあり方に関する検討
23 や、医療計画制度の見直しを踏まえ、今後の精神医療体制のあり
24 方について検討を行うべきではないか。
25 ・ 精神科救急医療体制の充実について
26 ・ 精神医療における病院と診療所の機能とその分担、連携のあ
27 り方について
28 ・ 精神医療体制の制度的な位置付けについて
29 ・ 精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者に対する医療提供のあり
30 方について
31 ・ いわゆる総合病院における精神医療の提供をはじめとした、
32 救急機能を含む一般医療と精神医療の医療提供体制における位
33 置付けについて
34 ・ 精神疾患の重症化の防止を図るための早期支援のあり方につ
35 いて
36
37 ○ 他のサービスや関係機関との連携が必要と考えられる分野（認
38 知症、依存症、児童・思春期等）については、病期・疾患に応じ

1 た入院機能のあり方と機能分化に関する検討も踏まえ、その体制
2 のあり方について検討を行うべきではないか。

3 特に、高齢の認知症患者については、医療サービスと介護サー
4 ビスが密接な連携の下で提供される必要があるが、認知症疾患医
5 療センターを中核として認知症医療体制の整備を図りつつ、周辺
6 症状の急性期や身体合併症への対応という認知症の専門医療機関
7 の機能を更に明確化・重点化する観点から、精神病床（認知症病
8 棟（旧認知症疾患治療病棟）等）や介護保険施設等の入院・入所
9 機能のあり方を含めた体制の全体像について、総合的に検討を行
10 ってはどうか。

11
12
13 (4) 人材の確保・資質の向上をはじめとした精神医療の質の向上につ
14 いて

- 15
16 ○ 医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の医療関係職
17 種は、精神保健医療を支える重要な基盤であることから、精神病
18 床に係る人員基準の見直しや、病床数の適正化の取組も念頭に置
19 きつつ、その確保や資質の向上のための方策について検討を行う
20 べきではないか。
- 21
22 ○ 薬物療法のあり方や精神疾患に関する研究開発の推進を含め、
23 その他精神医療の質の向上の観点から必要な取組について、更に
24 検討を行うべきではないか。

1 VI 精神疾患に関する理解の深化（普及啓発）に関する今後の検討の方
2 向

3
4 1. 検討の基本的方向性

- 5
6 ○ 精神疾患に関する理解の深化（普及啓発）については、効果的
7 な普及啓発の実施が、本人や周囲の正しい理解や行動を促し早期
8 対応につなげられるという側面と精神障害者の地域生活への移行
9 を円滑にするという側面を有することを踏まえつつ、精神疾患の
10 早期発見・早期対応による重症化の防止を図ることを念頭におい
11 て、今後の具体的な普及啓発方策について検討を行ってはどうか。

12
13
14 2. 個別の論点

- 15
16 ○ 「こころのバリアフリー宣言」のような国民一般を広く対象と
17 する普及啓発から、疾患や年代、対象者といったターゲットを明
18 確化した普及啓発に重点を移していくことについて検討すべきで
19 はないか。あわせて、ターゲットに応じた効果的な普及啓発の手
20 法や普及啓発の実施主体等についても、検討を行うべきではない
21 か。
- 22
23 ○ ニュージーランドのデータによると、成人期以降に何らかの精
24 神疾患に罹患している者のうち、約 50%は 10 代前半までに、約
25 75%は 10 代後半までに、既に何らかの精神科的診断に該当してい
26 ることや、近年の諸外国における普及啓発の取組を踏まえ、早期
27 対応の観点からの普及啓発については、学齢期等の若者とそれ
28 を取り巻く者を重要なターゲットとして位置付け、学校教育分野と
29 の連携や必要なサービスの確保を図りつつ、重点的に行うこと
30 について検討すべきではないか。
- 31
32 ○ 疾患によるターゲットについては、精神疾患に関する理解度が
33 疾患によって大きく異なり、統合失調症に関する理解が遅れてい
34 ることを踏まえ、統合失調症に関する理解の進展を目標の 1 つと
35 して、重点的に普及啓発を行うことについて検討すべきではない
36 か。
- 37
38 ○ また、地域移行を円滑にする観点からの普及啓発についても、

1 その効果的な方策について引き続き検討してはどうか。

2
3 ○ 上記の検討にあわせて、普及啓発の効果を適切に評価するための
4 指標についても検討すべきではないか。

5
6 ○ また、普及啓発の推進に関する以下の意見についても、普及啓
7 発方策全体の中で検討を行ってはどうか。

- 8 ・ 家族や、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法
9 士、臨床心理技術者等（精神科以外の医療関係者を含む。）や教
10 員等、本人の身近にいる者への普及啓発について
- 11 ・ 医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術
12 者等における専門的な概念の共有化について
- 13 ・ 議員、マスメディア、医師、弁護士、教師、警察関係など、
14 社会的な影響力の強い者に対する普及啓発について
- 15 ・ 身近に精神障害者と触れ合う機会を設けるなど、精神障害者
16 に対する偏見の軽減に資する取組について
- 17 ・ 精神障害者自身による啓発について
- 18 ・ 地域自立支援協議会等地域単位での施策の検討の場へのピ
19 ア・サポーター等の当事者の参画について
- 20 ・ 普及啓発における行政の役割について